

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、元夫と離婚後の昭和 51 年又は 52 年ごろ、実家で娘を預かってもらっていた亡き義姉から、私が助成金を受給するために、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと聞いている。

その後、少しずつ義姉が納付してくれた保険料を返済していたので、申立期間①の未納となっていた私の保険料は義姉がすべて納付してくれたと思うが、義姉が納付してくれた保険料の合計はよく覚えていない。

私は、前夫と結婚後、自分で保険料を納付するようになり、未納期間が生じないように注意して納付していた。たとえ、納付を忘れても、督促されれば必ず納付するようにはしていた（申立期間②）。

申立期間①の保険料は義姉が、申立期間②の保険料は私が納付していたと思うのに、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、3 か月の短期間である上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された年度当初の昭和 51 年 4 月から 60 歳に到達するまでの間、申立期間②を除き未納期間は無い。

また、申立人は申立期間②当時は、自身で保険料を納付していたと陳述するところ、申立人が所持する領収証書から、申立期間②前後の保険料は現年度納付され、申立期間直後の昭和 62 年 4 月の保険料は申立期間②の保険料が現年度納付が可能な同年 4 月中旬に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間②を含む前後の期間ごろに、生活状況に大きな

変化は無かったとしており、申立期間②の保険料も、そのころ納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の義姉が昭和 51 年又は 52 年ごろに申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料をさかのぼって納付してくれたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間①の保険料は現年度納付できず、大部分の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間①のうち、時効により納付できない期間の保険料を納付するためには、特例納付による必要があるが、当時、特例納付実施期間中では無かった。

さらに、申立人は、その後、義姉が納付してくれた申立期間①の保険料を分割して義姉に返済したとしているが、返済した保険料額などの詳細についての記憶は無いとしている。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする義姉は既に死亡しており、当時の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月並びに 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は昭和 39 年 11 月に結婚し、A 市で生活を始めた。夫婦で市役所に行き、入籍と転居手続きをしたとき係の人に勧められ夫婦二人の国民年金加入手続きをした。その時、保険料は 36 年 4 月からと言われ、3 年間さかのぼった保険料、夫婦二人分で 7,200 円を納付した。

それ以後は、集金人来てもらい保険料を納付していたが、昭和 49 年に B 市に転居してからは、集金人が来ていた記憶が無いので、昭和 53 年度及び 55 年度は、銀行に行き期限までに納めていたと思う。未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料は、昭和 39 年 12 月に A 市役所で国民年金の加入手続の際、36 年 4 月までさかのぼって納付することを勧められ、夫婦二人分の保険料 3 年間分 7,200 円を市の窓口で納付し、申立期間②及び③の保険料については、納付書を使い銀行から納めていたと申し立てている。

申立期間①について、申立人夫婦の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 39 年 12 月 15 日に発行されていることが確認でき、この時点で申立期間①のうち、36 年 4 月から 37 年 9 月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することができない。

また、申立人は 3 年間さかのぼった保険料を、A 市の窓口で納付したと申し立てているところ、市では過年度保険料を扱っておらず、また、市庁舎内

の金融機関でも過年度分の国民年金保険料は扱っていなかったことから申立内容と符合しない。

一方、申立期間②及び③について、申立人夫婦の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、昭和 39 年 12 月に国民年金手帳の交付を受け、現年度納付が可能な同年 4 月までさかのぼって保険料を納付した後、60 歳で資格が喪失となる平成 7 年*月までの保険料は申立期間②及び③を除き未納が無く、国民年金加入手続を行った後は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、特殊台帳の記録を見ると、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 6 月に、56 年 2 月及び同年 3 月の保険料を 59 年 1 月に過年度納付していることが確認でき、催告があった場合には、遅れながらも保険料を納付していたことが分かる。また、いずれの期間も各年度の年度末に当たり、申立期間②及び③も年度末であることから、当時何らかの事情により年度末は納付が遅れていたものと考えられるが、昭和 52 年度及び 55 年度の納付状況をみると、申立期間②及び③の保険料についても過年度払いによる納付があったものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②及び③はそれぞれ 2 か月と短期間であり、申立人夫婦の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間②及び③の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月並びに 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月並びに 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は昭和 39 年 11 月に結婚し、A 市で生活を始めた。夫婦で市役所に行き、入籍と転居手続きをしたとき係の人に勧められ夫婦二人の国民年金加入手続きをした。その時、保険料は 36 年 4 月からと言われ、3 年間さかのぼった保険料、夫婦二人分で 7,200 円を納付した。

それ以後は、集金人来てもらい保険料を納付していたが、昭和 49 年に B 市に転居してからは、集金人が来ていた記憶が無いので、昭和 53 年度及び 55 年度は、銀行に行き期限までに納めていたと思う。未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料は、昭和 39 年 12 月に A 市役所で国民年金の加入手続きの際、36 年 4 月までさかのぼって納付することを勧められ、夫婦二人分の保険料 3 年間分 7,200 円を市の窓口で納付し、申立期間②及び③の保険料については、納付書を使い銀行から納めていたと申し立てている。

申立期間①について、申立人夫婦の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 39 年 12 月 15 日に発行されていることが確認でき、この時点で申立期間①のうち、36 年 4 月から 37 年 9 月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することができない。

また、申立人は 3 年間さかのぼった保険料を、A 市の窓口で納付したと申し立てているところ、市では過年度保険料を扱っておらず、また、市庁舎内

の金融機関でも過年度分の国民年金保険料は扱っていなかったことから申立内容と符合しない。

一方、申立期間②及び③について、申立人夫婦の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、昭和 39 年 12 月に国民年金手帳の交付を受け、現年度納付が可能な同年 4 月までさかのぼって保険料を納付した後、申立期間②及び③を除き保険料は未納が無く、国民年金加入手続を行った後は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、特殊台帳の記録を見ると、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 6 月に、56 年 2 月及び同年 3 月の保険料を 59 年 1 月に過年度納付していることが確認でき、催告があった場合には、遅れながらも保険料を納付していたことが分かる。また、いずれの期間も各年度の年度末に当たり、申立期間②及び③も年度末であることから、当時何らかの事情により年度末は納付が遅れていたものと考えられるが、昭和 52 年度及び 55 年度の納付状況をみると、申立期間②及び③の保険料についても過年度払いによる納付があったものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②及び③はそれぞれ 2 か月と短期間であり、申立人夫婦の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間②及び③の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月並びに 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 9 月まで
② 昭和 58 年 10 月及び同年 11 月
③ 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月
④ 昭和 59 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年に結婚するまでの国民年金保険料を母親に納付してもらっていたが、結婚を契機に自ら市役所及び郵便局で納付した。また、平成 13 年ごろ市役所で保険料を納付した際、未納保険料は無いとのことであったので、それまで保管していた過去の領収証書をすべて破棄した。その後、今回の年金問題で納付記録を確認したところ、未納となっている期間があることが分かった。「未納は無い。」との市職員の説明とも食い違っていたので申立てをした。

申立期間①については、市役所で未納期間の保険料について相談した上で納付したと記憶しており、納付方法は一括であったか分割であったかは定かでないが、一年半もの長期間が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②、③及び④については、口座振替手続を開始した時期であったこともあり残高不足による未納が生じたこともあったと記憶しているが、その都度送付されてきた納付書で納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 44 年*月に国民年金に加入し、保険料は申立人の母親が納付していたが、結婚後は自身で保険料を納付し、申立期間①、②、③及び④の保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、厚生年金保険被保険者期間及び申立期間を除き、申立人が20歳に到達した昭和44年*月から平成21年1月までの国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の直前に当たる昭和53年12月から54年3月までの任意加入の期間の保険料が未納となっていたところ、催告によって同年10月に過年度納付していることが確認できる。

さらに、A市の被保険者名簿を見ると、申立期間①の直後である昭和55年10月から口座振替による納付を開始していることが確認でき、未納となっていた昭和54年度保険料の催告を受けたことから口座振替の手続を行ったことが考えられる。その場合、口座振替手続時には未納保険料の納付方法の確認をすることが考えられることから、申立期間①の保険料が納付されたものと考えられるのが自然である。

次に、申立期間②、③及び④についてみると、申立人の保険料は、口座振替による納付であった期間であり、預金の残高不足により未納となったものとみられる。その場合、未納保険料の納付は市が作成した納付書で行われるものである。

しかし、申立期間当時、A市では口座振替は2か月ごとであったことから、4枚の納付書によって申立期間の保険料が納付される場所であるが、同市及び社会保険庁において、これだけの回数に及ぶ事務的過誤が連続して生じたとは考え難い。

なお、申立人は、平成13年に市役所で納付状況についての確認をした際、市職員から「未納は無い。」と返答を得たと申し立てているが、制度上、この時点で納付が可能な期間の保険料について未納が無い旨回答したものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで
私は、昭和42年に国民年金に加入した。申立期間当時は、半年あるいは1年遅れになったことも何度かあったが、保険料を納付している。申立期間が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、半年あるいは1年遅れになりながらも保険料を納付しており、申立期間の保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付状況をみると、納付日が確認できる申立期間前の昭和45年9月から46年12月までの保険料を47年5月、同年12月、48年6月及び同年9月に過年度納付していることが、申立人が所持する保険料領収証書及び社会保険庁の特殊台帳より確認でき、申立内容と符合する。

また、申立人は申立期間直後の昭和47年10月から48年3月までの保険料を49年1月7日に過年度納付していることが特殊台帳より確認でき、この納付時点において、申立期間は過年度納付が可能であったにもかかわらず、先に時効となる申立期間の保険料を納付せず、その後の期間分のみを納付したとみるのは不合理であり、申立期間の保険料は過年度納付されたとみるのが自然である。

さらに、申立人は昭和46年1月から同年6月までの保険料を47年12月25日に、46年7月から同年9月までの保険料を48年6月28日にそれぞれ過年度納付しているが、A市の被保険者名簿には46年4月から同年9月までの保険料を47年12月に過年度納付した記録となっており、名簿管理上の不備も認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年10月まで
昭和48年7月に転居し、妻が転入届を提出するため区役所出張所に行った際、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。
国民年金に加入した当時は、妻が保険料を納付していないことは承知しているが、妻の家計簿の昭和49年3月分から51年10月分までの期間において、随所に国民年金保険料を支払った記載があるので、申立期間の保険料が納付されていないかよく精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する昭和48年3月29日から始まる金銭出納簿を見ると、49年3月1日まで、黒のボールペン又は鉛筆により、日々の支払いについて詳細に記載されており、その内容に信ぴょう性がうかがえる。しかしながら、国民年金保険料の記載があるとする同年3月分については、日々の支払いの記載の代わりに「3月分支払予定」として、支払項目ごとに当該月の支払予定額が記載されているのみであり、申立人が納付の根拠とする国民年金に関する記載を見ると、「〇〇年金」の文字の上に明らかに異なる青色のペンで「国民」と上書きし、金額についても、当初「3,300」円と記載されていたものを、鉛筆を用いて二本線で抹消し、保険料額改訂後の金額「5,400」円に訂正されていることが確認できる。その上、翌月の同年4月分以降にも日々の支払いを記載した別の家計簿が存在するにもかかわらず、同年3月分のみが欠落しているのは不自然である。

また、昭和49年11月分から始まる月単位の支払予定表のみを記載した別の金銭出納簿を見ると、50年11月分から51年3月分までの5か月について、それぞれに「国保、年金」の項目とともにその支払予定額として「9,200」円の記載が確認できるところ、前後の数か月分の「国保」のみの項目が記載さ

れた各月の支払予定額及びそれに対応する家計簿に記載された日々の支払状況を含めて比較検討すると、その金額は、当時の申立人に係る国民健康保険の月額保険料とみられる 4,600 円の 2 か月分の保険料額であるものと推認できる。その上、同年 3 月分の家計簿を見ると、同年 3 月 12 日に、2 か月分の 9,200 円では無く、10 か月分の保険料額に相当する 4 万 6,000 円が支払われていることが確認できる。したがって、申立人の妻は、50 年 11 月から 51 年 3 月までの期間において、余分に 14 か月の国民健康保険料を納付していたことになるが、当該金銭出納簿及び家計簿をさらに精査したところ、昭和 49 年度及び 50 年度において、14 か月分の未納期間が存在しているものと推定されることから、これらの納付は、未納であった国民健康保険料を分割納付したものと考えるのが自然である。

一方、上記金銭出納簿の昭和 51 年 6 月分から同年 10 月分までの各月の支払予定表についても、「国保、年金」の項目とともにその支払予定額の記載が確認できるが、対応する月の家計簿に記載された日々の支払状況を含めて精査した上で、当該家計簿に添付された月単位の支出済集計表のうち、「国保」の名目で支出された金額から、当時の申立人に係る国民健康保険料相当額を差し引くと、各々その残額は、同年 6 月及び同年 7 月ではともに 1 万数千円、同年 8 月及び同年 9 月ではともに 4,200 円、同年 10 月では 0 円となることから、これらの金額は、同年 10 月を除き、国民年金保険料であったものとみるのが相当である。

また、これらの金額を、申立人及びその妻に係る国民年金の被保険者期間に当てはめて検討すると、昭和 51 年 6 月及び同年 7 月に支払われた 1 万数千円については、いずれも支払日時時点で時効にかからず納付が可能であった 49 年 1 月から免除期間直前の 50 年 3 月までの過年度保険料の納付金額におおむね一致し、51 年 8 月及び同年 9 月に支払われた 4,200 円については、いずれも免除期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの現年度保険料の納付金額に一致することから、これらの保険料の支払いは、申立人及びその妻に係るそれぞれ当該期間の国民年金保険料であったものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年10月まで
昭和48年7月に転居し、私が転入届を提出するため区役所出張所に行った際、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。
国民年金に加入した当時は、私が保険料を納付していないことは承知しているが、私の家計簿の昭和49年3月分から51年10月分までの期間において、随所に国民年金保険料を支払った記載があるので、申立期間の保険料が納付されていないかよく精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和48年3月29日から始まる金銭出納簿を見ると、49年3月1日まで、黒のボールペン又は鉛筆により、日々の支払いについて詳細に記載されており、その内容に信ぴょう性がうかがえる。しかしながら、国民年金保険料の記載があるとする同年3月分については、日々の支払いの記載の代わりに「3月分支払予定」として、支払項目ごとに当該月の支払予定額が記載されているのみであり、申立人が納付の根拠とする国民年金に関する記載を見ると、「〇〇年金」の文字の上に明らかに異なる青色のペンで「国民」と上書きし、金額についても、当初「3,300」円と記載されていたものを、鉛筆を用いて二本線で抹消し、保険料額改訂後の金額「5,400」円に訂正されていることが確認できる。その上、翌月の同年4月分以降にも日々の支払いを記載した別の家計簿が存在するにもかかわらず、同年3月分のみが欠落しているのは不自然である。

また、昭和49年11月分から始まる月単位の支払予定表のみを記載した別の金銭出納簿を見ると、50年11月分から51年3月分までの5か月について、それぞれに「国保、年金」の項目とともにその支払予定額として「9,200」円の記載が確認できるところ、前後の数か月分の「国保」のみの項目が記載さ

れた各月の支払予定額及びそれに対応する家計簿に記載された日々の支払状況を含めて比較検討すると、その金額は、当時の申立人に係る国民健康保険の月額保険料とみられる 4,600 円の 2 か月分の保険料額であるものと推認できる。その上、同年 3 月分の家計簿を見ると、同年 3 月 12 日に、2 か月分の 9,200 円では無く、10 か月分の保険料額に相当する 4 万 6,000 円が支払われていることが確認できる。したがって、申立人は、50 年 11 月から 51 年 3 月までの期間において、余分に 14 か月の国民健康保険料を納付していたことになるが、当該金銭出納簿及び家計簿をさらに精査したところ、昭和 49 年度及び 50 年度において、14 か月分の未納期間が存在しているものと推定されることから、これらの納付は、未納であった国民健康保険料を分割納付したものと考えるのが自然である。

一方、上記金銭出納簿の昭和 51 年 6 月分から同年 10 月分までの各月の支払予定表についても、「国保、年金」の項目とともにその支払予定額の記載が確認できるが、対応する月の家計簿に記載された日々の支払状況を含めて精査した上で、当該家計簿に添付された月単位の支出済集計表のうち、「国保」の名目で支出された金額から、当時の申立人に係る国民健康保険料相当額を差し引くと、各々その残額は、同年 6 月及び同年 7 月ではともに 1 万数千円、同年 8 月及び同年 9 月ではともに 4,200 円、同年 10 月では 0 円となることから、これらの金額は、同年 10 月を除き、国民年金保険料であったものとみるのが相当である。

また、これらの金額を、申立人及びその夫に係る国民年金の被保険者期間に当てはめて検討すると、昭和 51 年 6 月及び同年 7 月に支払われた 1 万数千円については、いずれも支払日時点で時効にかからず納付が可能であった 49 年 1 月から免除期間直前の 50 年 3 月までの過年度保険料の納付金額におおむね一致し、51 年 8 月及び同年 9 月に支払われた 4,200 円については、いずれも免除期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの現年度保険料の納付金額に一致することから、これらの保険料の支払いは、申立人及びその夫に係るそれぞれ当該期間の国民年金保険料であったものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで
私は、昭和49年9月に区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、その時、窓口で夫婦二人分の同年9月の保険料を納付した。それ以降も、私が夫婦二人分の保険料を銀行又は郵便局で一緒に納付してきたのに、申立期間について、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立人及びその夫に係る国民年金手帳を見ると、昭和49年9月17日に夫婦連番で発行されていることが確認できる上、ともに同日付けで同年9月の保険料を区役所の窓口で納付していることが所持する領収証書により確認できることから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思を有していたものと考えられるところ、申立期間について、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みである。

また、申立人及びその夫の納付記録をみると、納付が開始された昭和49年9月以降60歳期間満了まで、申立人の申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
国民年金の加入については、妻が手続してくれたはずである。
国民年金の保険料納付についても、妻に任せていたため、よく分からないが、妻が自宅に来た集金人に保険料を納付していたはずであり、自分の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 9 月 10 日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付記録が確認できる昭和 44 年 4 月以降、60 歳到達時までの期間の保険料をすべて納付済みである上、平成 2 年 3 月以降の期間については付加保険料も納付し、また、13 年 10 月から 17 年 8 月までの期間については高齢任意加入しているなど、納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人及びその妻の所持している国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの期間における夫婦二人分の保険料納付日はすべて同一日となっている。

加えて、申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立期間に当たる昭和 43 年度の印紙検認台紙は切り取られておらず、当時、保険料収納事務が適正に行われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間及びその直後の期間において、住所などの生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であった申立人及びその妻が、現年度納付することが可能な申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

会社退職後の昭和 50 年 3 月ごろか、その 3 か月ぐらい後に、A 区役所の国民年金課の窓口で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金加入当初の保険料納付については、A 金融機関 B 支店で納付書により納付していたのか、口座振替により納付していたのかは覚えていない。

時期ははっきりとは覚えていないが、加入してから 1 年後ぐらいに、A 金融機関の職員から国民年金保険料を口座振替にすれば、保険料が未納となることはないと言われ、区役所で口座振替の変更手続をしたと思う。公共料金も口座振替にしていたので、口座の残高が不足になったこと及び普通口座に事故は無かったはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③の国民年金保険料については、申立人は口座振替により納付したはずであると申し立てている。

そこで、納付記録をみると、申立期間②直前の昭和 55 年 4 月から 58 年 6 月までの期間、申立期間②及び③に挟まれた期間である同年 10 月から 59 年 12 月までの期間及び申立期間③直後の 60 年 4 月から平成 7 年 1 月までの期間の国民年金保険料は、いずれも現年度納付していることが確認できる。

また、特殊台帳を見ると、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年

金保険料については納付催告が行われ、過年度納付していることが確認できる一方、申立期間②については、納付催告の事跡は確認できない。

さらに、申立人はこの当時、自営業を営んでおり、経営状態は順調であったと認められることから、いずれも3か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、会社退職後の昭和50年3月ごろに区役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の保険料は過年度保険料となり、現年度納付することはできない。

また、納付記録をみると、申立期間①直後の昭和52年4月から53年3月までの保険料については、同年10月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において、少なくとも申立期間①のうち、50年12月以前の保険料は、制度上、納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年12月は41万円に、10年1月から11年7月までは20万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月10日から42年12月5日まで
② 平成9年12月1日から11年8月21日まで

私は、60歳になり年金受給手続のため社会保険事務所に行った際、A社B工場で勤務していた昭和39年4月10日から42年12月5日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。脱退手当金は請求しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、平成3年7月1日から現在までC社に勤務しているが、知らない間に9年12月1日から11年8月21日（厚生年金保険の適用事業所では無くなった日。）までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。賃金台帳により、申立期間において月20万円の給与を受け取っており、厚生年金保険料も当該報酬額に見合う額が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、標準報酬月額を実際の支給額に見合った額に訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年12月は41万円、10年1月から11年7月までは20万円と記録されていたところ、C社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日と同一日の12年1月25日付けで、申立期間の全期間について

遡^{そきゅう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、C社が厚生年金保険適用事業所で無くなった際、5人(事業主及び申立人を含む。)が被保険者資格を喪失しているところ、申立人以外の4人も全員、当該遡及訂正の対象となっていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正は、平成10年10月1日の定時決定を超えて行われているほか、同年1月1日の月額変更が取り消され、新たに9年12月1日の月額変更が追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

なお、C社の商業登記簿によると、申立人は平成4年12月14日から現在まで、取締役となっていることが確認できるところ、申立人は、「取締役の人数が足りないとのことで名前だけ取締役となっているが、実質的な経営判断及び指示はすべて代表取締役が行っていた。」旨陳述しており、同社の代表取締役からも、「申立人は事務員で、経営判断はすべて私が行い、指示していた。また、当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の厳しい支払い督促に対し、社員に対応を任せる訳にはいかず、社会保険事務所との連絡及び交渉は私自身が直接行っていた。申立人は当時の社会保険関係手続には関与していない。」旨陳述が得られた。

以上の事実を総合的に判断すると、平成12年1月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、9年12月1日にさかのぼって標準報酬月額の特減処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年12月は41万円、10年1月から11年7月については、20万円と訂正することが必要である。

申立期間①については、申立人は、A社B工場を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金はA社B工場の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年3月18日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社から提出された「厚生年金保険脱退手当金裁定請求書提出控」をみると、申立人の当該請求書が昭和43年1月12日に提出されていること、及び同日に提出されている者が多数確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、D厚生年金基金の「特別脱退一時金支給原簿」によると、申立人に対し、同一一時金として669円が支給されており、その支払指図年月日が昭和43年1月20日と記載されていることが確認できることから、脱退手当金の支給

に合わせて同一時金が支給されたものと推認できる。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月16日から59年1月1日まで

「昭和59年度市民税府民税特別徴収税額の納税者への通知書」によると、私の昭和58年の総収入額は約400万円となっているところ、社会保険庁の記録によると、当時勤務していたA社における標準報酬月額は11万円しかなく、収入額と比べて低すぎる。申立期間に係る標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、「昭和59年度市民税府民税特別徴収税額の納税者への通知書」に記載された「社会保険料等控除額」から、昭和58年7月から同年12月までの期間について15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和27年10月16日、資格喪失日に係る記録を32年12月6日とし、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、27年10月から29年4月までの期間については8,000円、同年5月から32年11月までの期間については1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月16日から32年12月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、C社。）B支社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。D社を退職してすぐの昭和27年10月から、E社に就職する32年12月まで、A社B支社で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無いのは、納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社における申立人の同僚の陳述等により、申立人が申立期間において、同社B支社に勤務していたことは推認できる。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同職種の者及び申立人の後任者が、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、現在の事業主は、「当時から従業員は全員厚生年金保険に加入させており、F業務従事者であった申立人が厚生年金保険に加入していないとは考え難い。」旨陳述しており、加えて、申立期間当時の社会保険事務の担当者は、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述して

いる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和 27 年 10 月から 29 年 4 月までの期間については 8,000 円、同年 5 月から 32 年 11 月までの期間については 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料等は保管していないが、正しい届出を行い、納付義務を履行したとしているものの、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 10 月から 32 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成12年1月については24万円、同年2月については38万円、同年3月については24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る平成12年1月から同年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成13年6月及び同年7月については24万円、同年8月については19万円、同年9月については28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る平成13年6月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年1月21日から同年4月14日まで
② 平成13年4月1日から同年5月21日まで
③ 平成13年5月21日から同年10月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社で勤務していた申立期間③に係る標準報酬月額について、実際に支払われていた給与と異なっている期間があることが分かった。申立期間に係る各事業所の給与明細書を持っており、その給与支払明細書を見ると、総支給額から求められる標準報酬月額とは異なる標準報酬月額で保険料が控除されている期間があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報

酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年1月については24万円、同年2月については38万円、同年3月については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成13年6月及び同年7月については24万円、同年8月については19万円、同年9月については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと陳述しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成13年5月については、同年5月の給料支給額合計に基づく標準報酬月額は、11万円であることから、当該期間に係る社会保険事務所の記録を訂正することはできない。

申立期間②については、B社の平成13年分賃金台帳及び当該期間に係る給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する給与支給額に見合う厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和39年8月1日、資格喪失日は40年1月30日であると認められることから、申立期間のうち、同社における申立人の資格取得日に係る記録を39年8月1日に、資格喪失日に係る記録を40年1月30日に訂正することが必要である。

なお、昭和39年8月から同年12月までの標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から40年1月30日まで
② 昭和41年2月から43年2月まで
③ 昭和43年4月から45年1月まで
④ 昭和46年1月から48年2月まで

申立期間①は、A社の敷地内にあったB社で、主にC業務等に従事しており、保険関係は天引きされていた。

また、申立期間②、③及び④は、D社でE業務等に従事しており、同社を中途退職したことはない。保険料も天引きされていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする「B社」は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、「A社」に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和39年8月1日に資格を取得し、40年1月30日に資格を喪失した記録が確認できる上、同僚の陳述内容から申立人が当該期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和39年7月1日に厚生

年金保険の適用事業所では無くなった旨の処理がされているが、同日以降に資格を取得していた申立人を含めた6人の被保険者記録について、41年11月24日に遡^{てきゅう}及して資格を取り消す処理がされている。

また、資格を取り消されている当該6人の被保険者のうち、3人については社会保険庁オンラインシステムに被保険者記録があり、申立人を含む残り3人については記録が無いなど、社会保険庁における年金記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

さらに、当該訂正処理前の記録から、申立期間においてA社が当時の厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所で無くなったとする合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該遡及処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、訂正前の記録における昭和39年8月1日、資格喪失日は、訂正前の記録における40年1月30日であると認められる。

なお、昭和39年8月から同年12月までの標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得時の記録により、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、申立人の昭和39年8月1日より前のA社における勤務については、同僚照会の結果等から明らかにならず、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人より7日早く被保険者資格を取得している同僚は、「A社入社後直ちに厚生年金保険に加入させてもらった。」としているところ、当該陳述は、同人の同社入社前の厚生年金保険加入記録等と符合する。

さらに、昭和39年8月1日より前の期間において、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和39年8月1日より前の期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

申立期間②については、D社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社の申立期間②当時の同僚は、「申立人はぶらっと来て、出たり入ったりというような状況であり、フルタイムでの勤務はしておらず、厚

生年金保険にも加入していなかったのではないか。」と陳述している。

申立期間③については、D社は社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、同僚のうち一人は、「当該期間について厚生年金保険に加入してほしい旨社長に頼んだのがきっかけで昭和45年2月1日より厚生年金保険に加入した。それまでは保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

申立期間④については、社会保険事務所の記録によると、昭和46年1月30日には、事業主を除く4人の被保険者全員が資格を喪失している上、厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、健康保険証の返納を示す「証返」の事蹟^{じせき}があり、また、47年12月29日には、D社は適用事業所では無くなっている。

さらに、申立人と同じ昭和46年1月30日に資格を喪失している同僚は、「昭和45年*月*日に社長が事故に遭ってからは、D社は支払いに困りみんなバラバラになってしまった。」と陳述している。

このほか、申立期間②、③及び④において、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和57年12月から58年3月までの期間については32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る昭和57年12月から58年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月1日から58年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が30万円であるとの回答をもらった。同社では、毎月約50万円の給与をもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬額に見合う最高等級の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの期間については32万円とすることが妥当である。（申立人提出の4か月の給与明細書には年の記載は無いが、1月、2月及び3月の給与明細書の「月例給与計」欄の金額の合計額が源泉徴収票（昭和58年）の「支給金額」欄の金額と一致しており、また、12月の給与明細書に記載されている保険料額（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）は、ほかの3か月の給与明細書に記載されている保険料額とそれぞれ同額である上、申立人は、「4

か月の給与明細書はすべて同じ場所に保管されていた。」と陳述していることから、これら4か月の給与明細書は昭和57年12月から58年3月までのものであると認められる。）

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年6月から57年11月までの期間については、A社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士は、「申立人がA社に入社した時、社会保険事務所に標準報酬月額を30万円として届出し、同社の経理担当者に標準報酬月額とそれに基づく保険料額を伝えた。」と陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員（上記の経理担当者及び申立人の上司。）に照会しても、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除が行われていたことをうかがわせる有力な陳述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和54年6月から57年11月までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失日に係る記録を42年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年1月1日まで

私は、昭和41年3月に大学を卒業し、大学の就職課にA社の求人票があり応募した。本社に面接に行き、B市での勤務として採用になり、勤務地はB市C区のD営業所で7人ほど働いていた。

ねんきん特別便を見ると、勤務していたA社の記録が記載されていなかったため、大学の就職課に電話で確認したところ、当時、大学に同社の求人があったことも判明したので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社D営業所に勤務していた複数の同僚の陳述及び同僚から提出された当時の社員旅行の写真に写っていた者からの回答などから判断すると、同社に勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚の陳述内容から、申立期間当時、A社における社会保険の資格の取得及び喪失手続並びに給料の計算事務は、すべて本社で一元的に行われており、本社内で社会保険事務手続の担当者と給料計算事務の担当者は異なっていたとされているところ、当時、本社経理課で経理事務を担当していた同僚からは、「申立期間当時は全員が正社員だけで、給料の計算をする場合は、全国どこの営業所に所属している者であっても社会保険には当然に加入しているとして、厚生年金保険料の控除を行うものとして処理していた。」と陳述

しており、ほぼ同時期に本社経理課で給与計算事務を担当していたほかの同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

さらに、A社の複数の同僚は、当時の従業員はすべて正社員であり、全員が社会保険に加入していたと思うと陳述しているところ、申立人が入社した日とされる1か月前の昭和41年3月1日付けで資格を取得している同僚11人のうち、住所の判明した8人に照会し、7人から回答が得られ、このうち6人からは、いずれも入社日と資格取得日は同一日である旨陳述が得られた。

なお、A社E営業所所属の同僚からは、「会社が昭和63年6月9日に発行した年金加入証明書によると、厚生年金保険には40年9月17日に加入したと証明しているのに、社会保険庁の記録では、資格取得日はその約6か月後の41年3月1日となっているが、当時の保存している給与明細書をみると当該6か月間も毎月給与から保険料が控除されている。」旨陳述があり、同氏から提出された給与明細書から、陳述のとおり資格取得前であっても入社日以降は厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これらのことから、当時、A社では、入社と同時に社会保険に加入するものとして、厚生年金保険料を控除していたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代及び同質の業務に従事していた同僚のA社における昭和41年3月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしており、また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、これらいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しなかったとは考え難いことから、事業主から申立人に係る資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年4月1日から23年4月20日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を22年4月1日、資格喪失日に係る記録を23年4月20日とし、当該期間に係る標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年4月20日まで
② 昭和23年5月10日から24年4月1日まで
③ 昭和24年4月29日から25年11月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、C事業所に勤務していた申立期間②及び申立期間③の加入記録が無い旨の回答があった。これらの事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたものと推認される。

また、同時期にA社に勤務し、同質の業務に従事していた申立人より年少の複数の同僚には、いずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、上記同僚及びA社の元役員の陳述から、当時、同社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同質の業務に従事していた同僚の昭和22年10月の社会保険事務所の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和60年1月29日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提

出された場合、その後に被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 22 年 4 月から 23 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②における申立人の C 事業所での在職については、同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は同事業所の所在地及び業務内容を明確に記憶していることから、申立期間②当時、勤務していたものと推認される。

しかしながら、D 従事者については、厚生省保険局長通知に基づき、昭和 24 年 4 月 1 日から初めて厚生年金保険に加入することとされたことから、申立期間②当時は、制度上、厚生年金保険の被保険者とはならない期間である。

申立期間③における申立人の C 事業所での在職についても、同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は複数の同僚の氏名を記憶していることから判断すると、当時、申立人が勤務していたものと考えられる。

しかしながら、申立人が同僚であったとして名前を挙げたこれら同僚にも、申立期間③における C 事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことから、事業主は、当時、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、C 事業所は、昭和 34 年 4 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の給与担当者等の所在も不明であるため、これらの者から同事業所の申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の C 事業所による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月31日から同年2月8日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、C社。）B支店における資格喪失日を同年2月8日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和40年1月31日から同年2月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとい認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月31日から同年2月8日まで
② 平成6年6月30日から同年7月1日まで
③ 平成11年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①においてA社B支店に勤務していた期間、申立期間②においてC社に勤務していた期間及び申立期間③においてD社に勤務していた期間の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間は、申立てに係る事業所に勤務していたはずであるので、申立期間を被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びC社発行の経歴表から判断すると、申立人は申立期間①も同社に継続して勤務し（昭和40年2月8日にA社B支店から同社E支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は平成10年10月1日に解散しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとい判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人はC社本店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は平成6年6月29日付けでC社のF職を解任されていることが確認できるほか、企業年金連合会の加入記録においても、C社での加入員の資格喪失日は同年6月30日となっていることが確認でき、これらの記録は申立人に係る社会保険庁の被保険者記録と一致している。

また、申立人は、C社における厚生年金保険料は翌月控除方式であったと陳述しているところ、申立人提出の平成6年6月の給与明細書をみると、退職月にもかかわらず1か月の保険料しか控除されていないことが確認できることから、同年6月の保険料は控除されていなかったものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間と重なる平成6年6月の国民年金保険料を8年に過年度納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、申立人はD社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は平成11年11月29日付けでD社の代表取締役を辞任していることが確認できるほか、申立人提出の同年分給与所得の源泉徴収票の中途就・退職欄には、「11年11月29日D社を退職」と記載されていることも確認できる。

また、申立人はD社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったと陳述しているところ、申立人提出の給与明細書によると、入社月の平成6年7月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる一方、11年11月の給与からは退職月にもかかわらず1か月の保険料しか控除されていないことが確認できることから、同年11月の厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年8月25日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を19年10月1日、資格喪失日を20年8月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年12月1日から19年10月1日まで
② 昭和19年10月1日から20年8月25日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の記録は無いが、私の夫は申立期間①及び②においてA社に雇用され、勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

なお、夫は、昭和20年ごろに兵役に就いているが兵役期間中もA社の従業員として厚生年金保険に加入していたはずである。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所の保管するA社の健康保険労働者年金保険名簿における記録、申立人と同日入社と同僚の陳述及び申立人の実弟の陳述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、申立人と同じ時期にA社に入社し、見習い実習教育を受け、その後同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立期間にA社において被保険者記録が確認できる同僚が証言した当

時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、被保険者の大半が昭和20年8月25日に資格を喪失していることが確認でき、上記同僚が復員直後に同社に復職したが間もなく退職せざるを得なくなったと陳述しているところ、同社は従業員の兵役中も厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、同時期にA社に入社した同僚の昭和19年6月の社会保険事務所の記録から60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成16年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和18年12月1日から19年6月1日までの期間については、A社は労働者年金保険法の適用事業所であったが、当該期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間で、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされており、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、同年6月1日に厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された以降の期間となることから、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 5 日から 36 年 7 月 25 日まで
平成 20 年 7 月から 8 月ごろに、厚生年金保険加入期間について、E 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社 B 事業所で勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A 社 B 事業所を退職後、昭和 37 年 7 月から C 事業所の D 職になり 40 年 7 月ごろ退職した。

後日、A 社 B 事業所に勤めていた時の脱退手当金を、昭和 40 年 11 月 2 日に 4,275 円受け取ったことになっている。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者名簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるところ、平成 8 年 2 月 23 日まで訂正されていないことが確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 年 4 か月後の昭和 40 年 11 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 47 年 8 月 29 日まで
社会保険事務所へ年金の手続に行ったところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの説明を受けた。A社ではB業務に従事していたが、けがをする人が多く怖くなって辞めた。脱退手当金について説明は無かった。

脱退手当金はもらっていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について脱退手当金の請求手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年8か月後の昭和50年4月24日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び同裁定伺を見ると、申立人の生年月日が相違している上、申立人の住所地は、申立期間当時の住所地と異なっており、脱退手当金の送金先は、申立期間当時の住所地から遠く離れた郵便局が指定されていることが確認できることから、当該裁定請求書等の記載内容には申立人が請求したと考えるには不自然な点が見受けられ、申立人の意思に基づき、当該裁定請求書等が作成及び提出されたとは考え難い。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B店における資格喪失日は、昭和46年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

私は、C社に入社し、系列会社へ全国転勤しながらも、昭和45年4月2日から平成6年4月2日まで継続してD職等として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社B店からE社F店に転勤した際の申立期間が厚生年金保険の未加入期間になっている。

G厚生年金基金の加入期間証明があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金連合会が発行したG厚生年金基金の加入期間証明及びC社の子会社であるA社B店の雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記厚生年金基金の加入期間証明によると、申立人が昭和45年4月2日に同基金の被保険者資格を取得し、平成6年4月2日に同基金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C社は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」としている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年5月1日にA社B店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和46年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年7月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年7月まで

私は、社会保険事務所の訪問調査を受けて、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が20万円となっていることを知った。所持している給与支給明細書の総支給額では平成5年1月から6年1月までが43万2,000円、同年2月から同年7月までが41万2,000円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年7月までは44万円と記録されていたところ、同年9月8日付けで、5年1月1日にさかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表者及び同僚二人の厚生年金保険の加入記録についても、申立人と同様に標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われている。

しかしながら、申立人提出の給与支払明細書（一部の支給月分は紛失のため欠落。）を見ると、申立人は平成5年1月から同年10月までは社会保険事務所に届け出た標準報酬月額より高い50万円、同年12月から6年7月までは社会保険事務所に届け出た標準報酬月額どおりの44万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間当時の経理担当者は、「当時、会社は資金面で苦しい時期で、保険料を滞納していた。滞納保険料の減額と新たに発生する保険料を止めるため、社会保険事務所と話し合いを行い、社長に報告し、その指示を受けた。」旨陳述している。

さらに、商業登記簿により、申立人は平成2年12月31日から8年4月4日までA社の取締役であったことが確認できるところ、申立人は申立期間の標準報酬月額が20万円となっていることは社会保険事務所の訪問調査(平成20年実施)により初めて知ったとしており、同僚取締役等からも、「申立人が申立期間当時、A社において、社会保険事務についての権限を有さない取締役営業部長であった。」旨陳述があった。

これらを総合的に判断すると、平成6年9月8日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について5年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年7月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した時期である申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和46年3月以降、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び同社の回答内容から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和57年7月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和57年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和57年7月1日とすべきところ、誤った日付で届出を行った。」としている上、事業主が資格喪失日を昭和57年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の

保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当したした場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和51年3月31日に前職を退職し、同年4月1日にA社に入社した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和51年5月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和51年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額、A社の複数の同僚の陳述及び同僚の一人が所持する給与明細書から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年5月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも昭和51年5月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年4月については2,400円とし、同年5月から26年2月までについては2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年3月16日まで

昭和23年4月にA社B事業所に入社し、C部門に在籍した3年間のうち、同年5月3日から24年4月1日までは厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、同年4月1日から26年3月16日までの被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の後継企業であるD社が保管する人事記録及び申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時に「E職」としてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では申立人と同様に昭和24年4月1日に資格を喪失し、同日に資格を再取得している同僚6名のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、再取得した時期の被保険者名簿には同僚6名全員の加入記録が無い。しかし、オンライン記録から、同僚6名の同年4月1日以降における同被保険者名簿は別に存在していたと考えられ、社会保険事務所は、「当該オンライン記録に係る当該被保険者名簿が見当たらない。」「名簿が見当たらない理由は不明。」と回答していることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録の不適切な管理により、申立人のA社B事業所における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人は、申立期間はC部門に在籍していたと申立てており、さらに、社会保険庁のオンライン記録をみても、申立人は、申立期間後の昭和27年2月1日に第3種被保険者に種別変更されていることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種被保険者とし、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年3月の社会保険事務所の記録から、24年4月は2,400円、同年5月から26年2月は2,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年12月16日にA社（現在は、B社。）における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人のC社における資格喪失日は、昭和50年12月16日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月15日から同年12月16日まで
② 昭和50年12月16日から51年2月9日まで

私は、昭和50年12月16日にC社からA社に転勤したが、同年12月15日から51年2月9日までの厚生年金保険の記録が無い。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、給与明細書、雇用保険の記録及びB社の人事記録等から判断すると、申立人は、昭和50年12月16日からA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所に保管されているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日欄には、当初、昭和50年12月16日と記載されていたところ、理由は不明であるものの51年2月9日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、事業主が保有していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人に係る資格取得日は昭和50年12月16日と記載されている。また、申立人と同時期にA社で資格取得の届出が行われた同僚1名については、事業主が保有していた厚生年金保険被保険者資格確認通知書の資格取得年月日が51年2月9日となっているが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録は50年12月16日

となっていることから、社会保険事務所が、当該同僚の資格取得日を記録する際に、申立人の資格取得日を誤って訂正したものと推察される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、昭和50年12月16日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、給与明細書、雇用保険の記録及びB社の人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和50年12月16日にC社からA社に異動）していたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日は、昭和50年12月16日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月4日から13年1月21日まで
社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が12万6,000円であることが判明した。この時期に支払われていた給与額と比べ標準報酬月額が低額となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

一方、申立人の雇用保険被保険者離職票から、申立期間に係る離職日（平成13年1月20日）以前6か月間に支払われた1か月当たりの賃金額は、46万8,000円であり、年額に置き換えると561万6,000円となり、これは申立期間に対応する平成12年分の給与所得の源泉徴収票の支払金額である564万6,000円と近接した金額であることが確認できる。

そこで、上記の金額をもとに平成12年分の社会保険料等の申立人負担分を算定すると78万円余りとなるが、同年分の源泉徴収票で社会保険料等として記載された金額である26万240円とは一致しない。

また、社会保険庁の記録による 12 万 6,000 円の標準報酬月額を用いて申立期間に係る社会保険料等の申立人負担分を算定すると 23 万円余りとなり、平成 12 年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額である 26 万 240 円を下回る。

上記の事情から、申立期間の標準報酬月額については、平成 12 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額を用いて算定した 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、平成 12 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していない上、A 社が加入していた厚生年金基金で保管していた申立人の申立期間に係る報酬月額の届出書類においても、標準報酬月額が 12 万 6,000 円となっていることから、事業主は、上記の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成11年2月27日）及び資格取得日（平成12年1月4日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月27日から12年1月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、平成4年5月11日に厚生年金保険の資格を取得し、11年2月27日に資格を喪失後、12年1月4日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間に対応する平成11年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票の社会保険料の金額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立

期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、A市に居住していた昭和35年10月ごろ、新聞で国民年金制度が開始されるという記事を読んで、夫婦一緒に国民年金に加入することにし、当時、私がA市役所に行って夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、A市に居住していたので、私又は妻が直接市役所の窓口で納付書により納付していた。

保険料額は、当時月額100円だったと覚えている。

私も妻も、昭和36年4月の国民年金制度発足時からA市役所でずっと保険料を納付していたことをはっきり覚えているにもかかわらず、私と妻の納付記録をみると、B県C市に転居した44年からの記録しか残っていない。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ごろ、A市役所で申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、申立人又は申立人の妻が同市役所の窓口で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、その前後に払い出された任意加入被保険者の加入日から昭和44年10月ごろにB県においてその妻と連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用してでは、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が、申立期間当時に居住していたA市を管轄するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に対して昭和39年9月ごろに特別適用対策により、その妻と連番で別の手帳記号番号が払い出されているものの、保険料納付が無く、国民年金資格が取り消されたことにより、当

時、当該手帳記号番号は取り消されていることが確認できる。

さらに、A市では、申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認のみであり、納付書による保険料収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない上、申立人も印紙検認の記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、A市に居住していた昭和35年10月ごろ、新聞で国民年金制度が開始されるという記事を読んで、夫婦一緒に国民年金に加入することにし、当時、夫がA市役所に行って夫婦二人分の国民年金加入手続をした。

申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、A市に居住していたので、私又は夫が直接市役所の窓口で納付書により納付していた。

保険料額は、当時月額100円だったと覚えている。

私も夫も、昭和36年4月の国民年金制度発足時からA市役所でずっと保険料を納付していたことをはっきり覚えているにもかかわらず、私と夫の納付記録をみると、B県C市に転居した44年からの記録しか残っていない。

申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ごろ、A市役所で申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、申立人又は申立人の夫が同市役所の窓口で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号は、その前後に払い出された任意加入被保険者の加入日から昭和44年10月ごろにB県においてその夫と連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用してでは、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が、申立期間当時に居住していたA市を管轄するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人に対して昭和39年9月ごろに特別適用対策により、その夫と連番で別の手帳記号番号が払い出されているものの、保険料納付が無く、国民年金資格が取り消されたことにより、当

時、当該手帳記号番号が取り消されていることが確認できる。

さらに、A市では、申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認のみであり、納付書による保険料収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない上、申立人の夫も印紙検認の記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年1月まで

母が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を支払ってくれた。

当時、自宅に保険料の集金に来ていたA婦人会の役員は、私の家族のことをよく知る人であったから、仮に私だけ未加入であれば、加入の手続きをしてくれたはずである。

また、当時、同居していた私の両親及び妹は、国民年金に加入して保険料を納付しているにもかかわらず、私の分だけ未加入で保険料を納付しなかったとも考えられない。

申立期間について、私だけが未加入で保険料が納付されていないと記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期などは不明であるが、申立期間の国民年金保険料は、母が、自宅に来る納付組織の婦人会の役員に、当時同居していた申立人の両親及び妹の保険料と一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人に国民年金資格を取得した期間は無く、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時における申立人の住所地を管轄するB社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、C市では、当時の同市での一般的な納付組合の保険料の集金は、市

が渡した被保険者氏名、手帳記号番号などが記載された集金用封筒の記載に基づき被保険者から保険料を徴収し、国民年金手帳とともに保険料を当該封筒に入れて市役所へ届け、市役所で検認を行った後、被保険者に年金手帳を返却する取扱いであったとしている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は病気のため、また、納付組合であったとするA婦人会も既に解散しており、当時の状況を聴取することができず、申立期間の納付状況の詳細は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年1月までの期間、55年5月から56年5月までの期間、57年1月から同年4月までの期間、59年4月及び同年5月並びに平成2年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年1月まで
② 昭和55年5月から56年5月まで
③ 昭和57年1月から同年4月まで
④ 昭和59年4月及び同年5月
⑤ 平成2年1月及び同年2月

私は、昭和46年10月ごろ、会社を退職し、A市役所で国民健康保険の加入申請をしたが、その際、職員から国民年金保険料も納付するように言われ、国民年金の加入手続を行った。

その後、会社を退職するたびに、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①、②、③、④及び⑤について、納付記録が無く、未加入若しくは未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月ごろに会社を退職した際、A市役所で国民年金への加入手続を行い、その後、国民年金加入期間と厚生年金被保険者期間の切替手続を適切に行い、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料はすべて納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、昭和46年10月に国民年金被保険者資格を取得しているものの、申立期間①を含む49年2月から52年11月までの期間、申立期間②を含む54年7月から56年11月までの期間、申立期間④及び⑤を含む57年10月(平成8年7月29日付けで昭和57年5月に訂

正。)以降の期間は、国民年金被保険者資格を喪失して未加入期間であったことが確認でき、申立期間①、②、④及び⑤の保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間③直前の昭和56年12月の欄に納付を示す「納」の押印が確認できるものの、57年1月の欄に「57 催」、同年4月の欄に「58 催」と、同年1月から同年3月までの保険料について昭和57年度に、昭和57年4月の保険料について昭和58年度にそれぞれ催告をしていることが確認できるが、その後、当該期間の保険料が納付されたことを示す事跡^{じせき}は無く、市役所で保険料を納付していたとする申立人の陳述と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年12月まで

昭和40年ごろに、兄が実家のあるA県で私の国民年金への加入手続きをしてくれた。

昭和41年に結婚後、私は、転居を繰り返したため自身の国民年金保険料の納付状況が不安になり、43年ごろに、B市役所で納付状況の調査をしてもらった。その際、未納期間があることが判明したので、同年12月に夫と一緒に社会保険事務所に出向き、未納期間の保険料2万9,700円を納付した。

私は、申立期間の保険料を納付した時の納付書・領収証書と当時の日記も所有している。

申立期間の保険料は納付したはずなのに、未納と記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月ごろに夫と一緒にC社会保険事務所に出向き、申立期間の国民年金保険料2万9,700円を窓口で納付し、その領収証書を所持していると申し立てている。

しかし、申立人が所持する申立期間に係る3枚複写の納付書・領収証書（以下「領収証書」という。）を見ると、当該領収証書は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月まで、同年4月から43年3月まで、同年4月から同年12月までの3期間に分けてそれぞれ発行されているが、各領収証書に領収印は押されていない。

また、各領収証書には、それぞれ「18条」と記載され、第2回特例納付実施期間中(昭和49年1月から50年12月まで)に発行されたことが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、同人の所持する手帳の昭和43年12月の欄に「後日社会保険事務所窓口にて41年より現金で支払い済ませる29,700円」等との記載があり、同年12月に申立期間の保険料2万9,700円を納付したと陳述するが、当時、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額と大幅にかい離している上、同年12月に申立期間の保険料を納付する場合、同年4月から同年12月までは現年度保険料になるところ、社会保険事務所では、当時、前納保険料以外の現年度保険料の収納は行っていなかったとしており、この点も申立人の陳述と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から56年3月まで

私は、昭和46年ごろに夫婦二人一緒に国民年金に加入したが、その後、夫の経営していた会社が倒産して多額の借金を抱えたため、54年3月に夫と離婚し、A市の実家に転居した。

A市に転居した後、しばらく経ってから氏名変更及び住所変更の手続を行い、昭和56年4月にB市に転居するまでの申立期間の国民年金保険料は、3か月ごとにA市役所に出向き、事前に送付されてきた納付書で納付した。

申立期間の保険料は、納めているはずなので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月にA市に転居後、しばらくしてから氏名変更手続及び住所変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、送付された納付書を使用して市役所窓口で納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の手帳記号番号が払い出されたC社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿に、「D社保へ転出 A市 57.1.29」と、申立人の特殊台帳の移管年月日欄に「57.2.4」とそれぞれ記載されていることが確認でき、申立人の国民年金に係るA市への住所変更手続は、申立期間後の昭和57年1月ごろにさかのぼって行われたことが推認される。この時点において、申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、当時、市町村においては、転入者からの国民年金の住所変更手続がなければ、被保険者情報が無く、制度上、国民年金の住所変更手続が行われるまでの間は、被保険者に対して保険料の納付書等を送付することはできなかった。

さらに、上述の特殊台帳には昭和 60 年 3 月までに A 市からほかの市町村へ住所移転の届出がなされたことは記載されておらず、申立期間直後の 56 年 4 月に B 市に転居して、それ以降の保険料は同市で納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私は、国民年金に対する認識が甘かったのかそれほど重要とは思わず、加入していなかった。昭和57年3月ごろにA市から、未納が続くと将来年金がもらえなくなるとの通知があり、通知書と一緒に入っていた納付書で2年分をさかのぼって夫婦二人分の保険料を一括で40万円ぐらい納付した記憶がある。保険料は私がA市役所窓口で納付した。保険料をさかのぼって納付したとする領収書等の証拠となるものは残っていないが、さかのぼって一括納付した後は、遅滞無く保険料を納付している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から送られてきた通知書と一緒に入っていた納付書で、2年分をさかのぼって夫婦二人分の保険料を一括で40万円ぐらいA市役所にて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和59年1月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認できる。また、申立人の前後の任意加入者の加入状況から、申立人が加入手続を行ったのは、58年11月下旬であると推定される。この場合、申立期間のうち、55年4月から56年9月までの保険料は時効により制度上、納付することができない。

また、夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間のうち、昭和55年4月から56年9月までの保険料は未納の記録となっている。

さらに、昭和56年10月から58年3月までの申立人の夫の過年度保険料の納付状況をみると、保険料を3回に分割して納付していることが確認でき、申

立人が遡^{そきゅう}及納付可能期間までさかのぼって夫婦二人分の保険料を一括納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人の夫は国民年金加入手続時点で35歳を越えており、また、市では申立人の夫の厚生年金保険被保険者期間を把握していなかったことから、申立人の夫は年金受給権を確保するため、昭和57年からの保険料をさかのぼって納付しなければならなかったのであるが、申立人は、加入手続時点で33歳であるとともに市では申立人の厚生年金保険被保険者期間を把握していたため、保険料をさかのぼって納付する必要は無かった。

そのほか、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年9月まで

私は、国民年金に対する認識が甘かったのかそれほど重要とは思わず、加入していなかった。昭和57年3月ごろにA市から、未納が続くと将来年金がもらえなくなるとの通知が有り、通知書と一緒に入っていた納付書で2年分をさかのぼって妻が夫婦二人分の保険料を一括で40万円ぐらい納付した記憶がある。保険料は妻がA市役所窓口で納付した。保険料をさかのぼって納付したとする領収書等の証拠となるものは残っていないが、さかのぼって一括納付した後は、遅滞無く保険料を納付している。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から送られてきた通知書と一緒に入っていた納付書で、2年分をさかのぼって妻が夫婦二人分の保険料を一括で40万円ぐらいA市役所にて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和59年1月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、手帳記号番号払出簿から確認できる。また、申立人の前後の任意加入者の加入状況から、申立人が加入手続を行ったのは、58年11月下旬であると推定される。この場合、申立期間の保険料は時効により制度上、納付することができない。

また、夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間は未納の記録となっている。

さらに、昭和56年10月から58年3月までの申立人の過年度保険料の納付状況をみると、保険料を3回に分割して納付していることが確認でき、申立人の妻が遡^{そきゅう}及納付可能期間までさかのぼって夫婦二人分の保険料を一括納付し

たとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年3月までの期間及び49年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで
② 昭和49年9月から51年3月まで

私は、昭和37年8月から、兄の会社で勤務していたが、個人事業所だったので厚生年金保険への加入は無かった。国民年金への加入は、会社が手続をし、保険料は給料から天引きされていた。当時は、会社に任せっきりだったので詳しいことは分からないが、最初から加入し、保険料も納付していたと思う。

また、昭和49年9月ごろ、会社を辞めた後、妻と共に国民年金に加入した。保険料の納付は妻に任せていたので、詳しいことは分からないが、妻は未納が無いように納付していたと言っている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、申立人が昭和39年7月ごろに会社が国民年金の加入手続を行い、保険料は給料からの天引きにより納付し、申立期間②については、49年9月ごろ、妻と共に国民年金の加入手続を行い、妻が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間①より後の昭和40年6月8日であることが手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点で、申立期間①の保険料は過年度納付しかできず、給料からの天引きによって会社から納付されていたとする陳述とは符合しない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、

申立人の保険料を天引きし納付していたとする当時の雇い主からは事情を聴取することはできず、さらに、元同僚の記録をみると、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、申立期間①に当たる昭和40年3月までの保険料は未納となっていることが確認できる。

次に、申立期間②についてみると、申立人及びその妻には国民年金手帳記号番号が昭和52年1月7日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認でき、払出時点で申立期間②の保険料は過年度納付しかできないが、申立人は、過年度保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、49年9月ごろ、妻と共に国民年金の加入手続をし、市役所から送付された納付書で金融機関において保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立人の保険料と一緒に納付したとするその妻の納付記録をみると、申立期間の保険料が未納となっていることが確認できる上、申立人の妻からは、申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人には、昭和40年6月に払い出された1冊目の国民年金手帳記号番号があるが、52年1月の同手帳記号番号の払出時には、1冊目の手帳があることを伝えなかったとみられる上、1冊目の手帳記号番号の特殊台帳をみると、44年9月1日に資格を喪失した後、資格の再取得の記録が無いことから、申立期間②の保険料が1冊目の手帳記号番号で納付されたものとは考え難い。

加えて、ほかの手帳記号番号による保険料納付の可能性について、各種氏名検索を行ったが、ほかに申立人の保険料が納付された記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から61年3月まで

私は、昭和45年に会社を退職した後、しばらくしてラジオの年金番組を聴いたのがきっかけで、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。その時、付加年金の納付を勧められたので付加年金の手続もした。

6年ほど前、夫の年金受給手続の際、私の年金記録を確認したところ、納付したはずの付加保険料の記録が見当たらなかった。その時は、「納付していたら必ず反映される。65歳の申請時に分かります。」とのことであった。その後にも何度か確認をしたものの納付の記録は無いとのことであったが、付加保険料も納付していたので、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろにA市B区役所で国民年金加入手続を行った時、同時に付加年金の手続をし、加入後の保険料は付加保険料も併せて納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和48年1月16日に任意加入していることが、国民年金受付処理簿から確認できる。また、申立人は、同年1月から61年3月までの国民年金保険料を、申立人の住所地であったA市、C市及びD市でそれぞれ納付していることが各市の被保険者名簿から確認できる。

しかし、加入手続をしたA市を含め、転居に伴い各市において作成された被保険者名簿には、申立人の付加保険料の納付記録は見当たらず、また、保険料を収納した各市は、保険料収納の記録を管轄の社会保険事務所に進達することとなっているところ、当時の各市の管轄である、E（C市）、F（A市）及びG（D市）の各社会保険事務所で記載された特殊台帳にも付加保険料の納付を

示す記録が無く、13年3か月に及ぶ長期間、各行政機関が付加保険料納付の記録誤りを繰り返したとは考え難い。

また、付加保険料は、定額保険料と同時に納付されるどころ、昭和49年7月から50年6月までの保険料が前納されていることが特殊台帳の納付記録から確認できるが、この前納金額には、付加保険料を含まない定額保険料額の記載があることから、この間の付加保険料は納付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から63年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から63年10月まで

昭和48年ごろ、私がそれまで勤めていた会社を退職したので、妻がA市B区で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間のうち、57年3月以前の保険料は、妻が納付済みであり、私だけ未納とされているのは納得できない。

また、昭和54年4月以降についても、私が自営でC業務に従事していたので、万一の事故に備えて、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

私が入院した昭和63年11月に、妻がA市D区役所で、夫婦二人分の免除申請を行うまで、妻に免除の手続などした記憶が無いのに、申立期間のうち、私が57年4月から、妻が同年10月からともに免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立人夫婦の国民年金手帳は、昭和48年5月10日にA市B区において連番で発行されており、社会保険庁の納付記録をみると、ともに同年7月から保険料の納付が開始されていることが確認できることから、国民年金に加入当時のB区において、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の妻は、国民年金に加入後半年ほどして、申立人が再就職したので、それ以降は、申立人の妻の保険料だけを納付していたと陳述し、申立人の昭和49年1月から申立期間直前の50年6月までの期間が厚生年金保険の加入期間として、平成20年3月6日に記録が追加されていることから、その陳述内容を裏づけるとともに、戸籍の附票を見ると、申立人夫婦は昭和54年10月28日にB区からA市D区に転居しているところ、申立人の妻の年

金手帳には、翌日の同年10月29日にD区に住所変更を行った旨の記載が確認できるにもかかわらず、申立人の年金手帳には、その記載が無いことから、転居に際し、申立人に係る国民年金の住所変更手続きが行われなかったものと推認され、転居後のD区においても、申立人の妻は、妻自身の保険料しか納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、昭和57年に知人の紹介で商工会に加入し、同会を通じて国民健康保険料の減免申請を行ったと陳述しているところ、申立人の年金手帳を見ると、同年10月4日にB区からC区に住所変更した記載が確認でき、この時点で、初めてC区における申立人の国民年金関係の手続きが行われたものと考えられ、国民健康保険料の減免申請と同時に、申立人夫婦の免除申請手続きが行われた可能性も否定できない上、申立人の妻は、免除申請時において既に同年9月まで保険料を納付済みであったため、同年10月から免除とされ、申立人は、当該年度が未納期間であったものと考えられることから、同年4月までさかのぼって免除されたものとみるのが自然である。

さらに、申立期間は13年4か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立期間のうち、昭和57年4月以降の6年7か月は免除期間であり、この間、免除申請が行われないまま、行政が毎年、夫婦の免除記録を更新することも考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から63年10月まで

昭和48年ごろ、夫がそれまで勤めていた会社を退職したので、私がA市B区で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

夫が、入院した昭和63年11月に、私がA市C区役所で、夫婦二人分の免除申請を行うまで、私は免除の申請などした記憶は無く、57年当時は、夫も元気で仕事をしており、夫婦二人分の保険料を納付することができたのに、申立期間が夫婦共に免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年11月に、申立人夫婦の免除申請を行うまで、免除の手続を行った記憶が無く、申立期間の保険料は、夫婦共に納付することができたと申し立てしているところ、申立人に当時の状況について聴取すると、申立期間当初の57年に知人の紹介で商工会に加入し、同会を通じて国民健康保険料の減免申請をおこなったと陳述している。

そこで、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳を見ると、それぞれ昭和57年10月4日に、申立人については、同年2月1日に実施された住居表示による住所の訂正が行われ、申立人の夫については、A市B区から同市C区に住所変更した旨の記載が確認できることから、この時に、申立人夫婦に係る何らかの国民年金関係の手続が一緒に行われたことをうかがわせるとともに、申立人が商工会に加入したとする時期と一致することを踏まえると、国民健康保険料の減免申請と同時に、申立人夫婦に係る国民年金の免除申請手続が行われた可能性も否定できない上、この時点における申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人については、転居後のC区においても、同年9月まで引き続き保険料を納

付しているため、その直後の同年10月から免除され、申立人の夫については、同区において納付記録が無いことから、当該年度の同年4月までさかのぼって免除されたものとみるのが自然である。

また、申立期間は6年1か月に及び、このような長期間にわたり、納付記録が夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い上、免除申請が行われないまま、行政が毎年、夫婦の免除記録を更新することも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年12月まで

私は、A県B市において、昭和41年11月に元夫と暮らし始め、それ以来、国民年金保険料を私が元夫の分と一緒に集金人に納付してきた。

当時の国民年金手帳及び領収証書は、昭和53年に離婚するなどの事情があり、紛失してしまったので、61年6月17日に、当時住んでいたA県C市役所で年金手帳を再発行してもらい、翌日の同年6月18日に社会保険事務所へ未納期間の保険料について相談に行った。

その時、昭和41年11月から保険料が納付済みであり、54年4月から未納となっているということであったので、私が未納期間を全額納付すると言うと、59年3月以前は時効で納付できないと言われ、同年4月から61年3月までの保険料15万5,520円を同年6月30日に納付した。

申立期間は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきた元夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市において、申立期間の保険料を昭和41年11月から申立人の元夫の保険料と一緒に集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号の払出時期について、手帳記号番号払出簿を調査すると、元夫は、申立期間前の昭和40年10月に払い出されていることから、申立期間の保険料を集金人に納付することが可能であるが、申立人については、52年1月に払い出されており、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができず、元夫の保険料と一緒に集金人に納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の特殊台帳を見ると、同年12月に、その時点で時効にかからず納付が可能であつ

た50年1月から52年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、B市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、旧姓を含む各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間当時、B市における国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人に印紙による保険料納付の記憶が無いほか、国民健康保険料については、申立人は、自ら納付した記憶が無いので、元夫が納付していたのではないかと思うと陳述していることから、元夫の国民年金保険料についても、申立人が直接関与していなかった可能性も否定できない。

さらに、申立期間は7年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の所持する「S61. 6. 17 再発行」とボールペンで記載されたA県C市発行の年金手帳を見ると、「国民年金の記録(1)」欄の上部欄外に、手帳再発行時の記載と同様の筆跡とみられる文字で「S50, 51, 53 完納 S49 3ヶ月}納付記録あり」の記載が確認でき、その内容は特殊台帳の納付記録とも一致する上、申立人は当時45歳であり、その時点における申立人の納付月数及び厚生年金保険の加入月数から、申立人がこれ以降、60歳期間満了まで保険料を納付しても、申立人の年金受給資格期間である25年を確保することが困難な状況であったことがうかがえることから、申立てにある未納期間の保険料についての相談とは、申立人の年金受給資格期間が不足するために行われた納付相談であったものと考えられる。

また、申立人の所持する昭和61年6月18日発行の社会保険事務所の領収証書を見ると、同年6月30日に、この時点において、時効にかからず納付が可能であった59年4月から61年3月までの24か月の保険料を過年度納付していることが確認できるが、この納付により、申立人の年金受給資格期間を最低限確保することに結びつけていることを踏まえると、申立人は、この当時、申立期間の保険料が未納であることを認識していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の社会保険庁の記録をみると、平成17年3月に、申立期間のうち、元夫の厚生年金保険の加入期間であった昭和47年6月から48年4月までの11か月を合算対象期間に記録訂正されていることが確認できる。これは、当初、申立人の厚生年金保険の加入期間が32年7月から37年9月までの63か月とみられていたところ、後に、そのうちの35年4月から36年3月ま

での12か月が厚生年金保険に未加入であることが判明したことにより、年金受給資格期間に9か月の不足が生じ、これを復活するために行われたものと考えられるが、この記録訂正について、申立人は、このころ、社会保険事務所へ年金相談に出向き、元夫の戸籍謄本を持参した記憶があると陳述していることから、当時においても、年金受給資格期間の説明を受け、申立期間を含む未納期間について認識していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

私は、昭和50年4月にA区へ転居し、妻が区役所で転入届と同時に国民健康保険の加入手続を行ったが、職員に国民年金の加入を勧められたので、夫婦一緒に国民年金にも加入した。

その時、職員から、保険料をさかのぼって納付するよう言われ、私の名前が記載された納付書1枚を受け取り、後日、妻が保険料を銀行で納付した。納付金額は、よく覚えていないが、大きな金額であったように思う。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が区役所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際、職員から、保険料をさかのぼって納付するよう言われ、申立人の名前が記載された納付書1枚を受け取り、後日、申立人の妻が保険料を銀行で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が転居したとする昭和50年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるところ、当時は、特例納付の実施期間中であり、申立期間の保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

しかしながら、申立人の特殊台帳をみると、特例納付の実施期間が終了した翌月の昭和51年1月に、この時点において、時効にかからず納付が可能であった申立期間直後の48年1月から49年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる上、申立人は、過去の保険料に関する納付書を受け取ったのは、加入手続の際に受け取った1枚だけであったと明確に陳述していることから、申立人の妻が納付したとする保険料は、当該期間の過年度

保険料であったものとみるのが自然である。

また、申立人の妻が、申立人夫婦に係る申立期間の夫婦二人分の保険料と一緒に特例納付した場合、その納付金額は約 25 万円となるが、申立人は、そのような大きな金額では無かったとしているほか、申立期間の保険料を納付したとする根拠として、年金手帳に記載された「はじめて被保険者となった日」を見て、その日までさかのぼって保険料を納付したものと思ったと陳述しており、具体的な根拠に乏しい。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から49年3月まで

私は、昭和50年4月にA区へ転居し、私が区役所で転入届と同時に国民健康保険の加入手続を行ったが、職員に国民年金の加入を勧められたので、夫婦一緒に国民年金にも加入した。

その時、職員から、保険料をさかのぼって納付するよう言われ、夫の名前が記載された納付書1枚を受け取り、後日、私が銀行で保険料を納付した。納付金額は、よく覚えていないが、大きな金額であったように思う。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が区役所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際、職員から、保険料をさかのぼって納付するよう言われ、申立人の夫の名前が記載された納付書1枚を受け取り、後日、申立人が銀行で保険料を納付したと申し立てているが、国民年金保険料は、被保険者ごとに払い出された国民年金手帳記号番号により管理され、その納付書は、個人単位で発行するものとされていることから、申立人の夫の納付書で、申立人に係る申立期間の保険料を納付することはできない。

そこで、申立人の夫の特殊台帳をみると、昭和51年1月に、この時点において、時効にかからず納付が可能であった48年1月から49年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる上、申立人は、過去の保険料に関する納付書を受け取ったのは、加入手続の際に受け取った1枚だけであり、これ以外に申立人の名前が記載された納付書を受け取った記憶は無いと陳述していることから、申立人が納付したとする保険料は、申立人の夫に係る当該過年度保険料であったとみるのが自然である。

また、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする昭和 50 年 4 月は、特例納付の実施期間中であるが、申立人夫婦に係る申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に特例納付した場合、その納付金額は約 25 万円となるどころ、申立人は、そのような大きな金額では無かったとしているほか、申立期間の保険料を納付したとする根拠として、年金手帳に記載された「はじめて被保険者となった日」を見て、その日までさかのぼって保険料を納付したものだと思つたと陳述しており、具体的な根拠に乏しい。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間、51年1月から52年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和51年1月から52年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

私は、20歳から実家を出ており、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母が行っていた。その後、いつからか時期は覚えていないが、自分で保険料を納付するようになり、結婚する35歳まで、自分で毎月金融機関で納付していたと思う。

なお、私は、27歳ごろから住所を何度も変更し、何歳ぐらいにどこに住んでいたかはよく覚えていないが、自分ですべて納付したので、上記期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から実家の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとし、いつからか時期はよく覚えていないが、申立人自身が保険料を納付するようになったと申し立てしているところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間①前の昭和49年5月に、実家とみられるA県からB市C区に転居していることが確認できることから、このころから申立人自身による保険料の納付が開始されたものと考えられる。

しかし、当時、申立人は27歳であり、申立人は、そのころから住所を何度も変更したとしているにもかかわらず、当該特殊台帳において、その後、申立期間③が終了する前の昭和54年1月に、B市D区から同市E区に転居するまで住所を異動した事情が見当たらない上、申立人に各住所変更を行ったとする具体的な時期及び住所地の記憶が曖昧であることなどを踏まえると、この間、

申立人による住所変更手続きが適切に行われず、納付書の入手が困難な状況であったことをうかがわせる。

また、申立期間①、②及び③は合計 33 か月に及び、これだけの期間にわたり納付記録が欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人がA市E区に異動後は、35歳で結婚した昭和57年4月に、同市F区に転居するまで住所変更が行われていないことが当該特殊台帳により確認できる上、申立期間③後から結婚まで未納期間が無いことから、申立人が結婚するまで、銀行又は郵便局で保険料を納付していたとする記憶は、申立期間③後の記憶であったものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年12月まで

昭和47年9月ごろ、会社を退職した夫が、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間の保険料は、自宅に定期的に来る集金人に対して、初めのころは、手帳に押印してもらい、途中から納付書に変わったと思うが、いずれも現金を添えて納付した。

郵便局で、まとめて納付したことがあり、その時の納付金額は2万円から3万円であったと思う。

申立期間の保険料は、夫の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月ごろに夫が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来る集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月11日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上、納付することができない。

また、申立人が所持する3制度共通の年金手帳が発行されたのは、昭和49年11月以降であるところ、申立人は、この手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料について、過年度納付していることが確認で

きることから、国民年金に加入手続後、さかのぼって納付可能な期間の保険料については過年度納付した一方、申立期間については時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から10年3月まで

平成10年2月ごろ、転居手続きに区役所へ行った際、国民年金に加入していないことが判明したため、窓口職員に相談したところ、8年5月までさかのぼって国民年金保険料を納付し、60歳まで保険料を未納無く納付すれば、受給権を満たすことができると教えられた。

そこで、実家の父からお金を借りて、平成10年2月から同年4月にかけて区役所で5万円ぐらいずつの保険料を3回納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成8年5月から10年3月までの23か月の国民年金保険料を、区役所で、同年2月から同年4月にかけて5万円ぐらいずつ3回に分けて納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は平成10年2月ごろに払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、8年5月から同年8月までの期間及び申立期間のうち、同年9月から9年3月までの期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、区役所で納付することはできない。

また、納付記録をみると、申立期間直前の平成8年5月から同年8月までの国民年金保険料は過年度納付されているところ、その納付日をみると、それぞれ10年7月1日、同年7月31日、同年8月20日及び同年10月29日と4回に分けて各1か月ずつ納付（計4万9,200円）していることが確認できる。その一方、申立期間を含む8年5月から10年3月までの保険料は合計で28万9,000円となり、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から50年3月まで

ねんきん特別便が来て、納付した期間に漏れがあると分かり、社会保険事務所で納付記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納のまま放置されていた。

国民年金に加入した当時は、20歳からの未納分を全部納付できる時期だったので、預金から保険料を引き出し、昭和51年5月31日に納付したことが日記帳に書いてあり、金額は覚えていないが、区役所の窓口で納付したと思う。

申立期間に係る夫婦二人分の保険料を私が納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和51年5月31日に区役所で夫婦二人分を一括して納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和51年5月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、48年12月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、49年1月から50年3月までの保険料は、過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、当時は、特例納付実施期間では無かったことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、30 歳を超えている保険料未納者に対する年金受給権確保のための納付勧奨が行われ、過年度納付していることが確認でき、申立人主張の日記帳の記載は、この過年度納付のことを示しているものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から51年3月まで

ねんきん特別便が来て、納付した期間に漏れがあると分かり、社会保険事務所で納付記録を調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納のまま放置されていた。

国民年金に加入した当時は、20歳からの未納分を全部納付できる時期だったので、夫が、預金から保険料を引き出し、昭和51年5月31日に納付したことが夫の日記帳に書いてあり、金額は覚えていないが、区役所の窓口で納付したと思う。

申立期間に係る夫婦二人分の保険料を夫が納付したのは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和51年5月31日に区役所で夫婦二人分を一括して納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和51年5月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、48年12月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、49年1月から50年3月までの保険料は、過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、当時は、特例納付実施期間では無かったことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の夫の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、30 歳を超えている保険料未納者に対する年金受給権確保のための納付勧奨が行われ、過年度納付していることが確認でき、申立人主張の夫の日記帳の記載は、この過年度納付のことを示しているものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3603

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年3月まで

私は昭和41年に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、どのように納付したかよく覚えていないが、市役所の窓口で納付したか、若しくは市役所の方が自宅に集金に来て納めたかどちらかだったと思う。

保険料は1か月200円から250円ぐらいであったように記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人若しくは市役所窓口で納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月28日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人若しくは市役所窓口で納付することはできない。

また、A区保管の国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間に係る国民年金保険料納付の事跡は確認できない上、申立人所持の国民年金手帳を見ても、昭和41年度の印紙検認欄に検認印は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月7日から30年3月25日まで

私は、昭和29年7月7日から30年6月4日までの期間、A社にB職として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間のうち、入社した29年7月7日から30年3月25日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

入社して1か月後に会社から健康保険被保険者証を受け取ったことを記憶しており、また、給与から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、当時の同僚と申し立てている者が、申立期間中に勤務しており、申立人に係る被保険者記録が始まる前の昭和29年11月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人が、申立期間のうち、一定の期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において昭和29年4月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から、「自分の入社時期は、昭和28年6月又は同年7月ごろであった。」旨陳述が得られた。

また、昭和31年3月23日に被保険者資格を取得していることが確認できる者から、「自分の入社時期は、昭和29年4月であった。」旨陳述が得られた。

さらに、申立人が同僚であったと申し立てている者のうち、一人は、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認することができない。

加えて、申立人は、「A社に入社してから約1か月後に、健康保険被保険者証を会社から受け取った。」旨陳述しているところ、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人に係る記号番号の払出日は昭和30年3月28日であることが確認でき、申立期間において社会保険事務所が申立人に対し健康保険被保険者証を交付することは考え難い。

以上の事情を踏まえると、当時、A社には、入社から長期間経過した後に厚生年金保険に加入している者及び未加入のままとなっている者が存在していたことがうかがわれ、申立人も何らかの理由により被保険者資格の取得が遅れたことが推定される。

また、厚生年金保険被保険者資格の取得が入社より遅れている旨陳述した同僚二人は、「厚生年金保険被保険者資格の取得前に給与から厚生年金保険料の控除があったかどうかは覚えていない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から39年4月12日まで
② 昭和40年10月21日から41年1月1日まで

私は、父の知人の紹介で、昭和37年2月にA市のB事業所に途中入社し、C部門でD業務に従事していたが、結婚後の40年12月末に退職した。

社会保険庁の記録によると、B事業所における厚生年金保険被保険者期間が、昭和39年4月12日から40年10月21日までの約1年半しか見当たらず、37年2月から39年4月12日までの期間（申立期間①）、及び40年10月21日から41年1月1日までの期間（申立期間②）がそれぞれ厚生年金保険に未加入とされている。

いとこが昭和37年に女の子を出産し、その祝品をB事業所で社員割引を利用して買ったことをはっきり覚えており、同年に入社したことは間違いない。当時の社員は高校生のアルバイト以外は正規雇用で、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険には必ず加入することになっていた。また、退職が40年10月21日とされているが、D業務は忙しく、年の途中で辞めるようなことは無く、そもそも年末のボーナスをもらう前に辞めるということをするはずがない。

申立期間①及び②において、B事業所で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「B事業所では高校生のアルバイト以外は全員正社員であり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険には入社してすぐに加入していた。」旨陳述しているところ、自分の入社時期を覚えており、雇用保険記録が確認できる同僚7人に係る入社日、雇用保険被保険者資格の取得

日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日が、全員一致していることが確認できることから、当時、B事業所では、申立人の陳述どおり、入社後すぐに雇用保険及び厚生年金保険の加入手続を行っていた状況がうかがえる。

一方、雇用保険の記録によると、申立人のB事業所における被保険者資格の取得日は、昭和39年4月12日となっていることが確認できる。

また、昭和36年4月にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人と同じ場所で勤務していた同僚から、「申立人の入社時期は昭和37年ということにはなかった。私より3年ぐらい後であったと思う。」旨陳述が得られた。

さらに、申立人が、「昭和37年に出産祝いを贈った。」旨申し立てしているところについて、申立人は氏名を明らかにしないことから、当該いところに係る出産日を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人は申立期間中の昭和40年10月*日に結婚しているところ、申立期間当時、申立人と同じ場所で勤務していた同僚の陳述から、申立人が結婚後もしばらくはB事業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、雇用保険の記録によると、申立人のB事業所の離職日は昭和40年10月20日となっており、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合することが確認できる。

また、雇用保険記録が確認できる同僚7人のB事業所における離職日もすべて厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合することが認められる。

さらに、申立人が面接を受け、親切にしてもらった旨申し立てしている当時のE職及びF職については連絡先が不明で陳述が得られず、このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月17日から27年11月30日まで

私は、兄及び親戚等と共に昭和22年12月*日にA社を設立し、同社が解散する27年11月*日まで同社の取締役であった。

社会保険庁の記録によると、A社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年5月17日以降は、厚生年金保険に加入しなければならなかったはずである。また、事業主であった兄から、「会社が厚生年金保険に加入するので、自分も加入するか。」と聞かれた際に、「加入する。」と答えた記憶がある。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿によると、申立人は、同社が設立された昭和22年12月*日から解散する27年11月*日まで、同社の取締役であったことが確認できる。また、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる複数の元従業員から、「申立人は兄弟で会社を経営しており、自分が勤務していた期間是一緒に働いていた。」旨陳述が得られたことから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、A社は、申立期間の途中である昭和25年6月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の商業登記簿に記載されている当時の役員5人のうち、監査役1人を除く4人（申立人、申立人の兄2人（事業主及び取締役）及び監査役1人。）の氏名が見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人の兄は二人とも死亡しているほか、申立期間当時の監査役二人は連絡先不明のため陳述が得られず、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 3 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 3 月 10 日までの期間の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった後に 15 万円に訂正されている。同社では設立時の昭和 51 年 7 月 * 日から代表取締役^{そくぎやく}に就任し、月約 50 万円の報酬を得ていたが、標準報酬月額^{そくぎゅう}を遡及訂正する手続を行った記憶は無い。

申立期間について、標準報酬月額を実際の報酬額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 7 年 3 月 11 日）から 19 日後の平成 7 年 3 月 30 日付けで、申立期間の全期間について遡及して 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が保管する平成 6 年 2 月分の給与台帳によると、申立人は 50 万円の報酬を受けており、標準報酬月額 50 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所には、A社に係る滞納処分関係の書類は残っていないものの、申立人は、「A社の売上げの中心はB地区であったことから、平成 7 年 1 月の災害の影響で営業不振に陥り、同年 3 月 24 日に銀行取引停止となった。このため口座振替による納付ができなくなり、社会保険料も滞納していたと思う。」旨陳述している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、同社設立当時の

昭和 51 年 7 月 * 日から同社が解散する平成 14 年 12 月 * 日まで、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係事務はすべて私が担当しており、債権者会議終了後、従業員については、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行ったが、事業は継続するつもりであったので、私と妻の被保険者資格喪失届及び適用事業所全喪届は提出しておらず、標準報酬月額の遡及引下げを行った記憶も無い。」旨申し立てしているところ、i) 認定廃止以外の場合において、社会保険事務所が事業所からの届出行為なしに厚生年金保険被保険者資格を奪うこととなる適用の廃止を行うことは考え難いこと。ii) 社会保険庁の記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険適用事業所で無くなってから程なくの平成 7 年 5 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで、別事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、当時、「二以上事業所勤務届」を提出した形跡は見当たらないこと、iii) 社会保険庁の記録によると、申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正は、厚生年金保険被保険者資格の喪失と同時（平成 7 年 3 月 30 日）に処理されていることを踏まえると、代表取締役であり、社会保険関係事務を自ら処理していた申立人が、標準報酬月額の遡及訂正に関与していなかったとは考え難い。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 26 日から同年 5 月 26 日まで
② 昭和 34 年 5 月 26 日から 40 年 1 月 21 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

当時、厚生年金保険が解約できることも知らなかったし、会社からも何の説明も無かった。また、脱退手当金が支給されたときは結婚してC県D市に住んでいたので請求手続を行えるはずがない。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和40年6月10日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「退手」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、A社で正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、同社が保管している申立人の履歴書及び同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間も同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の記録は無く、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかは不明であるが、当時、新入社員について、入社後直ちには社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入手続を行っていなかった可能性があり、当該手続を行っていない従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しており、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる元従業員の中には、自身の記憶する入社日の約8か月後に厚生年金保険に加入している者がいることから、同社では、必ずしも入社後直ちには加入手続を行っていなかったものと考えられる。

なお、社会保険事務所の厚生年金保険手帳記号番号払出簿を見ると、申立人がA社在籍中に払い出された同手帳記号番号の払出日は、昭和 27 年 1 月 21 日であることが確認できるところ、同手帳記号番号の払出しは、通常、事業所による被保険者資格の取得届提出後、1か月以内に行われるものであることから、同社は、申立人の加入手続を26年12月ごろに行ったものと考えられる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連

資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 42 年 7 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立人の雇用形態及び厚生年金保険料控除等については、平成2年に経営者が代わっており、関連資料も無いため、不明である。」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員から、「正社員の場合、厚生年金保険は本人の希望に基づき加入していた。本人の希望で雇用保険だけ加入して、厚生年金保険には加入していない人も多数いた。」との陳述が得られた。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、A社は申立期間中の昭和42年6月1日からB厚生年金基金に編入していることが確認でき、仮に、申立人が厚生年金保険の被保険者であれば、この時点で同基金に加入しているはずであるが、同基金からは、「設立時の昭和42年6月から保存している加入者台帳を検索したが、申立人の記録は確認できなかった。」との陳述が得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 44 年 9 月から同年 12 月末ごろまで
③ 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が未加入期間である旨の回答をもらった。申立期間①については、A社で、申立期間②は、B社で、申立期間③は、C社（現在は、D社。）で勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社でE職として勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者記録から申立期間において被保険者記録の確認できる16人のうち、連絡先が確認できる10人に照会し、6人から回答を得たところ、申立期間に被保険者資格を持つ同僚が、後輩として記憶している複数の者の被保険者記録が、申立人と同様に無いこと及び自身の記憶する入社時期よりも資格取得日が少なくとも半年以上遅れているとする者が確認できる。

また、A社は、昭和46年10月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主は既に死亡しているほか、事務担当者であったとする同僚の連絡先が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び周辺事情を確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無く、加えて、A社に係

る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、「B社F職申立人名」の名刺が提出されていること及び雇用保険の記録（取得日：昭和44年9月20日、離職日：同年12月28日）から判断して、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、商業登記簿により確認できた取締役3人については、連絡先が確認できないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③について、申立人は、C社のG職として勤務し、給料計算事務もしていたと申し立てしているところ、社会保険庁の記録において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚14人のうち、連絡先の確認できた9人に連絡し、5人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はいない。

また、D社は、「当時の記録は保存していない。代が替わり、昔のことは先代の死去により分からない。」と回答しており申立人の申立期間における勤務実態及び周辺事情を確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無く、加えて、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで
② 昭和 36 年 11 月ごろから 37 年 4 月ごろまで
③ 昭和 37 年 5 月ごろから同年 9 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

私は、昭和 35 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまでは、A社（現在は、B社。）本店に勤務していた（申立期間①）。

その後、昭和 36 年 11 月ごろから 37 年 4 月ごろまではC社に（申立期間②）、同年 5 月ごろから同年 9 月ごろまではD社（申立期間③）にそれぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の複数の元従業員は、入社時期より数年遅れて厚生年金保険の資格を取得しており、G職だったとする元従業員は、「A社では、長く勤める人だけを厚生年金保険に加入させていた。2か月から3か月勤めて辞める人はもともと厚生年金保険には加入させていない。」と陳述しており、別の元従業員も「申立人が、中学を卒業してすぐ勤務していたのなら、厚生年金保険には入っていなかったと思う。当時、A社のE職は出入りが激しかったので、見習い期間があったはずである。」と陳述している。

また、申立人及び複数の元従業員は、申立期間当時のA社の従業員数は200人以上（A社本店は15人から50人、A社F支店は約200人。）であったと陳述しているところ、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は50人程度であり、同社では、

厚生年金保険の加入手続を全員については行っていなかったことがうかがえる。

さらに、B社に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主及び役員も死亡しており、ほかに当時のことを知る者もない旨の回答があり、申立期間に係る関連資料及び陳述を得ることはできない。

加えて、当該被保険者名簿において申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、ほかに不自然な点も見当たらない。

申立期間②について、申立人提出の申立期間当時の写真及び同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社は、「申立人が16歳でH職として勤務していたのであれば、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったはずである。」と回答しており、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間を含む昭和36年6月から39年12月までの期間について確認したところ、18歳未満で厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は確認できなかった。

また、申立人は当時の同僚について記憶していないため、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿上に厚生年金保険の加入記録がある19人を抽出し、住所の判明した9人に照会したところ、G職であった元従業員は、「当時、申立人が16歳だったのなら、厚生年金保険には加入させていなかったのではないかと思う。」と陳述している。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、ほかに不自然な点も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、D社の代表者及び同僚の氏名を記憶しておらず、会社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無い。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年12月まで
② 昭和29年1月1日から同年2月1日まで
③ 昭和29年7月1日から32年12月まで

私は、昭和28年4月から32年12月までA事業所に勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が「B部門」に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとする「B部門」は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事務所としての記録は無い。

また、A事業所人事課は、「すべての申立期間について、当時の給与台帳及び厚生年金保険被保険者台帳は保管しておらず、現存する人事記録では、申立人の申立期間①における在職について確認できない。」としており、同事業所は、「B部門に係る資料は無く、別の部門であった可能性がある。」としている。

さらに、申立人が記憶する申立期間①における同僚二人について、当該期間に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、A事業所人事課提出の人事記録により、申立人は、昭和29年1月20日から同事業所C課に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険加入記録がある社会保険事務所のA事業所D課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間②に資格を取得している被保険者の資格取得日は昭和29年1月1日又は同年2

月1日であり、健康保険の整理番号にも欠番が無いことが確認できる。

また、A事業所人事課は、上記人事記録に対して厚生年金保険被保険者の資格取得日が遅れていることについては、「不明である。」と回答している。

申立期間③については、A事業所人事課提出の人事記録により、申立人は同事業所C課及び同事業所E課に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同じ昭和29年2月1日にA事業所D課において厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性の同僚二人に照会したところ、同僚が記憶している同県での勤務期間が38か月又は91か月であるのに対し、同事業所D課における被保険者期間は2か月又は5か月であることから、同事業所D課では、申立期間③当時、女性の被保険者は継続して厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所人事課は、「給与台帳、厚生年金保険被保険者台帳等は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月15日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社が作成した退職金明細書には、入社日が昭和62年4月15日と記載されており、当該期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した退職金計算書、商業登記簿謄本及び同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する記録を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日（昭和62年7月1日）は雇用保険の資格取得日と一致しており、申立期間当時、同社に勤務していた同僚5人の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日を確認したところ、同僚5人の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日と同一日又はそれ以後の日であることからみて、申立人の記録に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月ごろから 36 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
③ 昭和 38 年 4 月ごろから同年 9 月ごろまで

申立期間①については、A社（現在は、B社。）で昭和 34 年から勤務し始めた。しかし、社会保険庁の記録では 36 年 11 月 1 日に加入したことになっている。同日に厚生年金保険被保険者証を再交付してもらっており、それまで加入していたことは間違いないので記録を認めてほしい。

申立期間②については、C社で昭和 38 年の初めから 3 か月ぐらい勤務していた。また、申立期間③については、D社という会社で同年 4 月から 6 か月ぐらい勤務しており、両社ではE社のF業務等に従事していた。しかし、申立期間②及び③について社会保険庁には記録が無いとの回答であったが、社会保険に加入し勤務していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 34 年にA社で勤務し始めたと申し立てている。

しかしながら、A社に昭和 35 年 5 月 18 日に入社したとする同僚は、「申立人は、自分よりも後から入社しており、自分が入社してから 1 年又は 1 年半後ぐらいに入社したことを覚えている。」と陳述しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認することができない。

また、A社は、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する資料は廃棄しており、当時のことは不明と回答しているほか、当時の事業主及び事務担当者も亡くなっており、当時の事情等を明らかとすることはできなかった。

さらに、上記同僚は、自身の入社日を昭和 35 年 5 月 18 日と回答しているところ、同氏の厚生年金保険の資格取得日は 36 年 6 月 27 日となっていることが確認できることから、A社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

なお、申立期間①当時における厚生年金保険記号番号払出簿をみると、申立人がA社において初めて取得した記号番号の払出日は昭和36年11月22日で、資格取得日は同年11月1日と、それぞれ記録されていることも確認できる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社で昭和38年の初めから3か月ぐらい勤務していたと申し立てており、同社の業務内容及び所在地などを具体的に記憶していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、同社において在職していたものと推認される。

しかしながら、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚18名に事情照会を行ったものの、回答が得られた8名の同僚は、いずれも申立人について覚えていないとしている。

また、C社は、「当時の資料は残っていないが、当時は短期間での入退社が多かったために、入社後3か月間の研修期間を設けており、申立人が4か月以上勤務していた場合は厚生年金保険に加入させていたはずであるが、3か月以内の勤務期間であれば厚生年金保険には加入させず、また、保険料も控除していなかったと思う。」と陳述していることから、申立期間②当時、同社ではすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、G市H区にあるD社で正社員として勤務していたと申し立てているところ、申立人が当時勤務していたとするD社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、D社の代表者、上司及び同僚の連絡先は不明であり、これらの者から、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

一方、申立人は、D社ではE社のF業務等に従事していたと申し立てているところ、G市にH社という名称の事業所の所在が判明したため、同事業所にD社との取引関係等について確認したが、H社からは「現在の取引先にD社という事業所は無く、当時の取引先関係については資料が残っておらず不明。」との回答が得られた。

なお、H社に係る厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月15日から47年4月8日まで
② 昭和47年4月21日から48年7月21日まで
③ 昭和48年10月26日から49年4月13日まで
④ 昭和49年4月16日から50年9月10日まで

私の給与明細書は保存していないが、申立期間①のA社(現在は、B社。)では12万円の給与を、申立期間②のC社(現在は、D社。)では15万円の給与を、申立期間③のE社では17万円から18万円の給与を、申立期間④のC社では15万円の給与を、それぞれもらっており、厚生年金保険料もそれに基づいた額が給与から控除されていたはずである。

しかし、社会保険庁の記録では実際に支給されていた給与よりも低い額で届け出られているので、給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務した期間の標準報酬月額(6万4,000円から11万8,000円)が、当時に受け取っていた給与支給額(12万円)よりも低額であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であった同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

また、申立人提出の失業保険被保険者離職票の賃金支払状況等欄によると、離職前の昭和46年9月以降の各月の賃金月額は10万678円から14万1,735円で、これら離職前7か月の平均賃金月額は12万1,988円と記録されており、その額は、申立人の同年11月1日以降の標準報酬月額(11万8,000円)とほぼ一致しており、申立人主張の低額の標準報酬月額になっているとする申立て事

実は確認できない上、K厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立人の給与支給額及び標準報酬月額の届出等については不明であるが、保険料控除については、届出をした標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、それ以上の控除はしていない。」としている。

加えて、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無いほか、同僚からもそれをうかがわせる陳述が得られなかったなど、当時の事情を確認することはできなかった。

申立期間②及び④について、申立人は、C社において勤務していた申立期間②の標準報酬月額(8万円から8万6,000円)及び申立期間④の標準報酬月額(12万6,000円)が、当時受け取っていた給与支給額(15万円)よりも低額であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であった同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できる上、当該同僚からは、「給与計算は適正に行われており、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が低い額になっているとは思わない。」と陳述している。

また、企業年金連合会は、C社が加入していたF厚生年金基金における申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していると回答している。

さらに、C社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の給与額及び標準報酬月額の届出状況等は不明であるが、毎月の保険料控除については、届出した標準報酬月額に基づく保険料しか控除していない。」と回答している。

加えて、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無いほか、同僚からもそれをうかがわせる陳述が得られなかったなど、当時の事情を確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、E社で勤務していた期間の標準報酬月額(10万4,000円)が、当時に受け取っていた給与支給額(17万円から18万円)よりも低額であると申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同時期に入社した同じ職種(G職)であった同僚の標準報酬月額は、申立人と同額となっていることが確認できる上、当該同僚からは、「E社では、H職、G職及びI職は、それぞれ担当部署によって給与は異なっていたが、給与計算は適正に行われており、標準報酬月額が低い額になっているとは思わない。」と陳述している。

また、企業年金連合会によると、E社が加入していたJ厚生年金基金におけ

る申立人の標準報酬月額、社会保険庁の記録と一致していると回答している。

さらに、E社の当時の事業主は既に亡くなっているが、その親族からは、「申立期間当時の資料は残っていないことから、申立人の給与支給額及び標準報酬月額の届出額等は不明であるが、少なくとも保険料控除については、社会保険事務所から通知された標準報酬月額に基づく保険料しか控除しておらず、それ以上の保険料を控除するはずがない。」旨回答があった。

加えて、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無いほか、同僚からもそれをうかがわせる陳述が得られなかったなど、当時の事情を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 12 月末日まで

私は、申立期間にA社で勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間は同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間当時、期間は特定できないものの、A社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、雇用保険の記録をみると、申立人は、申立期間と重なる昭和 47 年 8 月 14 日までの期間については、A社に入社するまで勤務していた前の事業所において雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、申立期間のうち、同年 5 月 1 日から同年 8 月 14 日までの期間は同社に在籍していなかった可能性がある。

また、A社は平成 9 年 6 月に解散しており、事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができないほか、同僚は、申立人の申立期間当時における厚生年金保険への加入状況については不明としており、申立期間における保険料控除をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A社の元役員は、「入社後一定期間は試用期間を設けており、入社と同時に社会保険に加入させず、その間は給与から厚生年金保険料も控除していなかった。また、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなく、長期間継続して勤務することが可能と判断できる者を加入させていた。」旨陳述をしているほか、同僚からもこれと符合する陳述が得られた。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年ごろから30年ごろまで
② 昭和34年ごろから37年ごろまで

私は、申立期間①について、昭和25年から5年から6年の間、A県B市のC社に勤務し、正社員としてD業務に従事していた。

申立期間②については、昭和34年から37年までの期間のうち、約2年間、E社の下請であったF社で勤務し、G市のH建築物の建設現場でI業務に従事していた。また、退職後に半年間の失業保険を受給した記憶がある。

申立期間は両社に間違いなく勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA県B市のC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするC社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、C社の代表者及び同僚の氏名を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、かつて生年月日が誤って記録されていたことがあるとも主張していることから、社会保険庁の記録において、生年月日及び氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺

事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、E社の下請であったF社で勤務し、G市にあるH建築物の建設現場でI業務に従事していたと申し立てているが、社会保険庁の記録において、当該事業所名称による検索を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、類似の事業所名による検索も行ったものの、申立人が勤務していたとみられる厚生年金保険の適用事業所を確認することはできなかった。

また、H建築物建設工事の施主であった所轄地方整備局及び元請建設業者のE社は、「当時の資料が残っておらず下請業者を特定することはできない。」と回答している。

さらに、申立人は、F社の代表者及び同僚の氏名を記憶しておらず、同事業所における申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の生年月日及び氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から23年ごろまで
② 昭和23年ごろ
③ 昭和23年ごろ
④ 昭和24年ごろ
⑤ 昭和24年ごろ
⑥ 昭和25年ごろ
⑦ 昭和25年ごろ
⑧ 昭和25年ごろ
⑨ 昭和27年ごろ
⑩ 昭和28年ごろ
⑪ 昭和29年ごろ
⑫ 昭和29年ごろ
⑬ 昭和23年ごろから30年4月1日までの期間の一部

申立期間①は、事業所名称は不明であるがA社の下請企業に勤務し、A社の工場でB業務に従事した。

申立期間②は、C社に勤務し、D市内の高等学校でE業務に従事した。

申立期間③は、F社に勤務し、G県H市でI業務に従事した。

申立期間④は、J社に勤務し、K県でL業務に従事した。

申立期間⑤は、M社に勤務し、K県でL業務に従事した。

申立期間⑥は、N社に勤務し、O県でL業務に従事した。

申立期間⑦は、P社又はQ社に勤務し、R県でL業務に従事した。

申立期間⑧は、S社又はT社に勤務し、U職としてV県でW業務に従事した。

申立期間⑨は、X社に勤務し、Y県でZ業務に従事した。

申立期間⑩は、S社又はT社に勤務し、Y県でW業務に従事した。

申立期間⑪は、X社又はC社に勤務し、AA市又はAB市でAC業務に従事した。

申立期間⑫は、F社又はAD社に勤務し、AE業務に従事した。

申立期間⑬は、X社又はC社に勤務し、AF業務に従事した。

しかしながら、社会保険庁の記録では、いずれの期間についても厚生年金保険の未加入期間とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の各工場でB業務に従事したと申し立てており、雇用主はA社の下請会社であったとしているものの、その事業所名を記憶していない。

そこで、AG共済組合に当時の下請会社について照会を行ったところ、「A社は、昭和24年6月1日以前は下請企業に業務委託することはなかったはずである。」と回答しており、申立人の雇用主を特定することはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務し、学校名称は記憶していないがD市内のE業務に従事したと申し立てているところ、同社は厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるほか、申立人は同僚の名前を記憶していないため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間③について、申立人は、F社においてI業務に従事したと申し立てているが、申立人が当時一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚からは、「申立人とは一緒に勤務したが、その勤務した時期は申立人主張の昭和23年ごろではなく、26年5月から同年8月までの期間であった。また、雇用主はF社ではなく、同社の孫請負人であった。」旨の陳述が得られた。

さらに、F社は、申立人の申立期間③における在職を確認できないとしているほか、上記同僚にも同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間④について、申立人はJ社においてL業務に従事したと申し立てているが、申立人が当時一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚からは、「申立人と一緒に勤務したが、その在職時期は申立てにある昭和24年ごろではなく26年11月ごろであり、また、雇用主はJ社ではなく、同社の孫請負人であった。」旨の陳述が得られた。

さらに、申立人は上記同僚以外の名前を記憶していないため、J社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかつたほか、上記申立人が名前を挙げた同僚にも同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑤について、申立人はM社においてL業務に従事したと申し立てているが、当時一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚からは、「申立人と一緒に勤務したが、その在職時期は申立てにある昭和24年ごろではなく26年8月から同年11月ごろまでの期間であり、また、雇用主はM社ではなく、同社の孫請負人であった。」旨の陳述が得られた。

さらに、社会保険庁の記録から厚生年金保険適用事業所の検索を行ったが、申立期間当時に「M社」という厚生年金保険の適用事業所は見当たらないほか、上記同僚にも同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑥について、申立人はN社においてL業務に従事したと申し立てているところ、同社は、資料が残っておらず、申立人の在職及び保険料控除について確認できないと回答している上、連絡業務等に当たる一部の従業員を除き、現場作業については下請企業に委託していたと回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、N社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかつた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑦について、申立人はP社又はQ社に勤務し、橋梁の組立業務に従事したと申し立てているが、P社は、「現場へは1名から2名の現場代理人のみが出向き、現場作業は下請企業に委託しており、現場作業従事者を採用することはなかったと思う。また、当時の下請企業についても資料が残っておらず特定することはできない。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないため、P社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

一方、申立人がQ社に勤務していた可能性について、社会保険庁の記録において適用事業所を検索したところ、昭和25年12月1日に適用事業所となっている「AH社」という名称の事業所が確認できるものの、同社の職種はAI業と記録されていることから、申立てに係る事業所であったとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑧について、申立人はS社又はT社に勤務し、U職としてV県でW業務に従事したと申し立てているところ、S社は、申立人主張の工事箇所を特定することができず、申立人の在職及び保険料控除は確認できないとしている。一方、T社は、U職を含む現場作業は下請企業に委託しており、U職を直接雇用することはなかったと回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、工事箇所を特定することができないため、S社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出し調査することもできない。そこで、T社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したものの、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑨について、申立人はX社に勤務し、Z業務に従事したと申し立てているが、申立人が当時一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務したが、雇用主はX社ではなく、同社の下請けであるAJ社であった。AJ社は当時、個人事業所であり厚生年金保険の適用事業所では無かつ

たので給与から保険料を控除されることもなかった。」旨陳述しており、このことは、社会保険庁の記録によるとA J社が適用事業所となった日は申立期間後の昭和30年4月1日であることとも符合している。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑩について、申立人はS社又はT社に勤務し、U職としてY県でW業務に従事したと申し立てているところ、S社は、申立人主張の工事箇所を特定することができず、申立人の在職及び保険料控除は確認できないとしている。

一方、T社は、申立人主張のW業務に従事した可能性はあるものの、U職を含む現場作業従事者を直接雇用することはなかったと回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、工事箇所を特定することもできないため、S社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査することもできなかった。

さらに、T社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑪について、申立人は(X社又はC社に勤務し、AC業務に従事したと申し立てているが、X社は、申立人主張の工事箇所を特定することができず、申立人の在職及び保険料控除は不明としている。

また、工事箇所を特定できないことから、X社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査することもできなかった。

一方、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるほか、申立人は同僚の名前を記憶していないため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑫について、申立人はF社又はAD社に勤務し、AE業務に従事したと申し立てているが、F社は、申立人主張の勤務箇所が特定できないため、申立人の在職を確認することはできないとしている。

一方、AD社は、現場作業は下請企業に委託しており、AE業務について現場従業員を採用することは無かったと回答している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

申立期間⑬について、申立人は、時期及び期間は特定できないが、X社又はC社に勤務し、AF業務に従事したと申し立てているが、申立人が当時一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚は、「申立人と一緒に勤務していたが、その在職時期は私と申立人がX社に入社した後の昭和35年11月以降であった。」旨陳述しており、このことは、AK県管財課が、「AF業務工事は昭和37年に起工し、39年5月31日に竣工した。」と回答していることと符合している。

一方、C社は厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の所在も不明であるほか、申立人は同僚の名前を記憶していないため、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したが、申立人の在職及び保険料控除等、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録を確認することができないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

大阪厚生年金 事案 4846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 10 年 12 月 1 日まで

私は、平成元年に、前職の同僚の紹介により A 社で勤務することになった。当時は知識が無いために分からなかったのだが、給与明細をみると、社会保険料について、従業員負担分以外に会社負担分まで控除されている。また、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額も本来の給与総額とは異なる。勤務期間の最初から正しい標準報酬月額に訂正した上で会社と折半で納付し直し、年金額へ反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書をみると、社会保険料については従業員負担分と会社負担分が併記されており、全額控除されていることが確認できる。

このことについて、A 社は、申立人は正社員ではなく、「B 職」扱いであり、本来、厚生年金保険被保険者資格の無いところ、本人了承の下に保険料全額負担を条件に保険加入を認めたと陳述している。

また、申立人を A 社に紹介した申立人の前職における同僚も、保険料全額負担を条件に厚生年金保険の加入が認められることを、入社前に申立人に対し口頭で説明したと陳述している。

さらに、申立人が申立期間 108 月の給与明細書により会社負担分の社会保険料が控除されていることを知りながら、何の疑問も抱かなかったと考えることは不自然である。

なお、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細上の保険料控除額（従業員負担分）を基に計算した標準報酬月額、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除したものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで
私は、A社に昭和 30 年 4 月 1 日に入社し、33 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険の記録が抜けている。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び当該写真に申立人と共に写っている同僚の陳述から、期間は不明であるものの申立人がA社に勤務していたことが推定できる。

しかし、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

また、申立人は、事業主の甥^{おい}であり、社内で年齢が一番若く、時々事業主の自宅の手伝いも行っていたと陳述していることからほかの従業員とは異なる扱いをしていた可能性も否定できない。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年11月1日まで
② 昭和40年11月1日から45年8月1日

私は、昭和38年12月ごろから45年7月末日までの期間、A社でB職として勤務していた。

昭和40年11月から、A社のほかに、C社からも給与をもらうようになったことを覚えている。

申立期間①及び②について、A社で勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②のうちの一定期間、A社で勤務していたことが当時の同社代表取締役社長の妻である現在の代表取締役の陳述から推定できる。

しかし、現在の代表取締役は、「いつも社長と一緒に行動していたことは知っているが、B職であったか、保険料を控除されていたかどうかについては不明である。」と陳述している。

また、申立期間①についてみると、A社及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立期間①を含む期間について健康保険整理番号に欠番が無く、一連の事務手続に不備があったとは考え難い。

次に、申立期間②についてみると、申立人はA社の関連企業であるC社での厚生年金保険加入記録が確認できるが、申立人は同社では勤務しておらず、給与だけが支給されていたと陳述している。しかし、A社の社会保険事務担当者は、「当社において保険料を控除されている者が、関連企業においても厚生年金保険の被保険者資格を取得することはなかったと思う。」と陳述している。これらの状況から、申立人は、申立期間①及び②当時、A社で勤務していたが、同社においては厚生年金保険に加入しておらず、昭和40年11月1日に、C社で厚生年金保険に加入したと考えることが相当である。

このほか、申立人が、申立期間①及び②当時、A社の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 2 月 11 日まで
取締役を務めていたA社における標準報酬月額の記録が、申立期間について減額されている。申立期間当時の私の給与額は 100 万円以上であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によると、平成 6 年 2 月 11 日をもって適用事業所で無くなっていることが確認できるところ、申立人に係る標準報酬月額については、同日後の同年 4 月 11 日に、4 年 10 月から 6 年 1 月までの期間について 53 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の商業登記簿謄本及び本人の陳述により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の常務取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、経理及び社会保険関係の手続を行っていたと陳述しており、申立期間当時の事業主も、申立人が社会保険事務の手続を行っていたと陳述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、社会保険事務所に対する保険料の滞納額が 200 万円から 300 万円あって相談に行き、一部支払のために手形を届けた。」と陳述していることから、申立人が、当該事業所の取締役として、標準報酬月額の減額訂正について全く関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務の担当取締役である申立人が、自らを含む取締役の記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 5 日まで

厚生年金保険の加入について社会保険事務所へ照会したところ、A社での被保険者期間について、標準報酬月額は平成 10 年 10 月から 11 年 5 月まで 11 万 8,000 円であった旨回答を受けたが、当該勤務期間は同社において専任のB職として勤務し、一月あたり 23 万円近い給与を受けていた。厚生年金保険料についても、相応する額を給与から源泉控除されていたことは間違いなく、当該勤務期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A社を退職する際に受け取った雇用保険離職票の賃金月額が 12 万円となっていたため職業安定所に相談したところ、23 万円に訂正された経緯がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額（11 万 8,000 円）が実際の給与支払額（23 万円）と比べて低いと申立てをしているところ、申立人から給与明細書等の提出は無く、これを確認できる資料も見当たらない。

また、申立人と同時期にA社に入社した同僚二人の標準報酬月額について確認したところ、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記同僚のうち、一人は、平成 11 年当時の源泉徴収票を所持しており、そこに記載された給与・賞与の支払額は 144 万円（月額 12 万円）

であることが確認でき、同人の標準報酬月額（11万8,000円）と符合する。

加えて、申立人が氏名を記憶していた3名の上司及び同僚の標準報酬月額について確認したところ、C職であった1名を除き、申立人と同程度（9万8,000円及び11万8,000円）の金額であった。

また、A社の申立期間当時の役員に対し文書照会を行ったが回答は無く、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

なお、D公共職業安定所に対して、賃金日額変更を行った経緯並びにその根拠となる資料（賃金台帳・給与明細及び事業所同意等）の提出を求めたが、保存年限経過のため経緯不明との回答があった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 13 日から 35 年 1 月 25 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 9 月 1 日から 42 年 12 月 21 日まで

60 歳前に幾らぐらい年金がもらえるのか、社会保険事務所へ確認に行ったところ、厚生年金保険は脱退しているのももらえないと言われた。

昭和 42 年 11 月まで勤め、同年 12 月ごろ、B 病院に入院した。その時点で、退職する旨会社に電話で連絡した。

会社からは、脱退手当金の説明も聞いていないし、手続もしていない。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 3 月 15 日に支給決定されていることが確認できる。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 42 年 12 月 21 日の前後おおむね 2 年以内に受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性被保険者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 6 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある同僚が「恐らく会社が手続をしたと思う。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「C社会保険 脱退 43. 3. 8」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年3月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4852 (事案 2793 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年2月28日まで

私は、年金記録確認第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った。しかし、(i) A社を退職後、実家のB県に帰っていたため、脱退手当金が支給されたとされる日はC県には住んでいなかったこと、(ii) 社会保険事務所が提示した同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の旧姓の欄に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が無いこと及び(iii) 社会保険庁のオンライン記録において、同事業所の勤務時に使用していた旧姓の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の脱退手当金一時金画面が作成されていないこと、以上三つを私が、脱退手当金を受給していない理由として再申立てします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主(A社)による代理請求がされたものと考えられ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年3月31日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月27日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

再申立て理由(i)について、申立人は、脱退手当金を受給したとされる昭和30年3月ごろはB県に居住しており、C県で脱退手当金を受給するはずがないと主張しているが、同年3月当時に申立人がB県に居住していたことを確認できない。また、事業主による代理請求の場合、脱退手当金の支給決定時点において請求者の住所地が遠隔地であっても、隔地払により、申立人が希望す

る銀行又は郵便局での脱退手当金の受領が可能であることから、同年3月当時にB県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とはならない。

再申立て理由(ii)について、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できない。

しかし、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す表示が確認でき、給付記録欄に支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。また、D社会保険事務所によると、申立期間当時、厚生年金保険被保険者台帳と同被保険者名簿を管理していた管轄社会保険事務所は、脱退手当金の支給記録を同被保険者台帳に記入していたと陳述している。

最後に再申立て理由(iii)について、申立人は、「社会保険庁のオンライン記録において、旧姓の脱退手当金一時金画面が無い。」旨陳述しているが、前回、申立ての際に、管轄社会保険事務所から当委員会事務局に送付された申立人の脱退手当金に関する資料の中に、申立人が陳述している当該画面の写しが現在も保存されている。

申立人が挙げた再申立ての理由(i)から(iii)までは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 26 日から 50 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 7 月 26 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 7 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで A 社において継続して勤務し、B 業務に従事していた。厚生年金保険料も給与から継続して控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。申立期間当時、私は C 職として関係先に届出しており、年金記録上退職したとされている日以降にも D 講習を受けるなどしていた。事業主が行った資格喪失手続は事実と反するものであり、それを確認せずに受け付けた社会保険事務所にも落ち度があるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 46 年 8 月 26 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返」の押印が確認でき、その後、同社において別の被保険者台帳記号番号により厚生年金保険の被保険者資格を 50 年 7 月 1 日に再取得していることが確認できるほか、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳において、申立人は申立期間と重なる昭和 47 年 4 月から 50 年 6 月までの期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②について、上記名簿によると、申立人は昭和 53 年 7 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却したことを示す「返」の記載が確認できる。

また、上記名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある従業員 13 人全員に照会したものの、回答を得られた 1 人からは申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、当該事業所は既に適用事業所で無くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、申立人がD講習を受講したとしている当該講習の実施団体に照会したところ、「当該講習は、受講対象者が団体加入企業に所属していたとは限らないと思う。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から35年1月1日まで

私は、昭和29年12月にA社（現在は、B社。）に入社し、30年1月から35年まで正社員として勤務した。勤務先はC社のD所でE業務に従事していた。給与明細書を見て事務員の女性に税金、社会保険の説明をしてもらったことを覚えている。この期間が厚生年金保険に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚4人を抽出調査したが、いずれも申立人のことは覚えていないと陳述しており、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、B社は、「申立期間当時の記録は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であり、C社のD所が受託先であったかどうか不明である。」と回答している。

さらに、C社担当課は、「B社にD所を委託していたのは昭和50年代後半から平成4年までで、それ以前は別会社に委託していた。」と陳述しているところ、当該別会社に係る厚生年金保険の記録においても申立人の記録は無い。

加えて、上記名簿において、申立人が名前を挙げた同僚2人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除

されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 45 年 4 月まで

私の夫は、結婚前に 10 年間船員をしていたと話しており、生前書いた履歴書にも「A社」、「B船」及び「C社」で船員をしていたと記載されていたのを覚えている。

社会保険庁の記録において、私の夫の船員保険の加入期間が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった申立人が生前書いた作文の内容が具体的であり、社会保険事務所の記録では、A社(旧D社)が昭和35年に船員保険の適用事業所となっていること、及びE組合が保存している36年の組合員組織票の同社の欄に記載されている業種、航海範囲の概略及び船舶の総トン数が申立人の作文の内容と符合していることから、雇入期間は特定できないものの、申立人が同社に船員として勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社及びF社(B船の船舶所有者。)に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無いほか、船員保険被保険者番号の欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

また、社会保険事務所のC社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者氏名索引簿に申立人の名前は無く、同社は、「申立期間における船員退職者の名簿カード及び船員保険加入台帳を調査したが、申立人の在職の実績は無い。」としている。

さらに、E組合は、「昭和49年以前の組合員台帳を確認したが、申立人の

組合員としての記録は無く、特に、C社は、ユニオンショップ制度であるため、採用されると組合に通知があり、組合加入の手続きが取られるのが普通であるが、申立人の組合員としての記録は無い。」としている。

加えて、申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立人の妻は、上司及び同僚等の名前は分からないとしている上、船員保険被保険者名簿から抽出したG職及び同僚に照会したが、申立人が乗船していたとする船舶における雇入期間等の勤務実態について確認することができない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 31 日まで

私は、申立期間においてA社で代表取締役として厚生年金保険に加入していた。申立期間当時、実際に支給されていた給料と比較して社会保険庁に届け出されている標準報酬月額は、不当に低くさかのぼって減額訂正処理されているので、戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 4 年 10 月から 6 年 7 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所で無くなった後の同年 10 月 12 日付けで、申立期間について、さかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る登記簿及び申立人の陳述から、申立人が当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所に相談の上、保険料を 2 回ぐらい手形で支払っていたが、倒産直前に不渡りを出し、保険料を滞納していた。」と陳述していることから、当時、資金繰りが苦しかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「全喪届を出す際にいくつかの書類に押印したものの、それらの書類が何であったのか説明も受けなかったので分からなかった。」としているところ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ず、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
私は、A社（後に、B社、C社と名称変更。）に昭和 32 年 8 月 25 日に入社し、63 年 10 月 29 日まで勤務していた。申立期間中はD業務に従事していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「入社後の1年間はE業務等をしてしたが、申立期間当時はD業務のため全国各地の企業等を訪問し、出勤は不定で給与も営業実績に基づく歩合給であった。昭和 36 年 4 月からはE職として内勤となった。」と陳述しているところ、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格のある申立期間当時の複数の同僚は、「D業務担当者の給与は営業実績による歩合給であり、いわば請負的な雇用形態であったので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述しているほか、申立人が当時同じD業務担当者であったとして名前を挙げている同僚にはいずれもD業務担当当時の被保険者記録は見当たらない。

また、A社の申立期間当時の事業主は亡くなっており、同社も既に廃業していることから、申立期間における給与からの厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記名簿によると、申立人はA社で厚生年金保険の被保険者資格を昭和 33 年 8 月 1 日に喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の押印が確認できるほか、その後、同社で別の厚生年金保険の記号番号により被保険者資格を 36 年 4 月 1 日に再取得していることが確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等によ

る検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 19 日から 9 年 6 月 19 日まで

私は、平成 2 年 5 月 19 日から 9 年 6 月 19 日まで、A 社で営業社員として勤務していた。給与明細書を見ると 2 年 8 月分で基本給が昇給し、同年 12 月分からは物価手当も支給されているのに、いずれの時も、月額変更漏れとなっているので正しい記録に訂正してほしい。また、8 年 1 月から同年 3 月までの給与明細書及び同年 6 月、同年 7 月及び同年 12 月の賞与明細書には特別手当の支給があり、厚生年金保険料も控除されているのに、標準報酬月額に反映されていないので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 2 年 5 月から 4 年 4 月までの期間、同年 6 月から 8 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から 9 年 5 月までの期間については申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間については、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。

また、申立人は、「平成2年8月分給与明細書を見ると、基本給が昇給しているのに月額変更漏れとなっているので、正しい記録に訂正してほしい。」と申し立てているところ、平成2年7月の給与明細書では14万5,000円の基本給が、同年8月には15万5,000円へ昇給しており、同年8月から同年10月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額30万2,213円は、従来の標準報酬月額（26万円）を2等級上回る標準報酬月額（30万円）に該当することなどから、4か月目に当たる同年11月から標準報酬月額を30万円に改定する手続を行うべきところ、A社から社会保険事務所へ月額変更届を提出した形跡はうかがえない。

しかしながら、給与明細書で確認できる平成2年11月の厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額26万円に基づく保険料しか控除されていないことが確認できることから、記録訂正の必要は認められない。

さらに、申立人は、「平成2年12月分の給与からは物価手当が支給されているのに、月額変更漏れとなっているので、正しい記録に訂正してほしい。」と申し立てているところ、給与明細書によると、平成2年12月から物価手当（5万円）が支給され、同年12月から3年2月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額34万6,626円は、従来の標準報酬月額（26万円）を4等級上回る標準報酬月額（34万円）に該当することなどから、4か月目に当たる同年3月には、標準報酬月額を34万円に改定する手続を行うべきところ、社会保険庁の記録では32万円で随時改定されている。

しかしながら、給与明細書で確認できる平成3年3月の厚生年金保険料の控除額は社会保険庁に記録されている標準報酬月額32万円に基づく保険料額しか控除されていないことが確認できることから、記録訂正の必要は認められない。

加えて、申立人は、「平成8年1月から同年3月の給与明細書及び同年6月、同年7月及び同年12月の賞与明細書には特別手当の支給があり、厚生年金保険料も控除されているのに、標準報酬月額に反映されていないので正しい記録に訂正してほしい。」と申し立てているところ、上記と同様に、給与明細書で確認できる平成8年1月、同年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料の控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額41万円に基づく保険料額しか控除されていないことが確認できることから、記録訂正の必要は認められない。

なお、賞与明細書によると、平成8年6月、同年7月及び同年12月の賞与からは、それぞれ1,000分の5に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、制度上、7年4月から15年3月までの期間については、賞与等から控除された厚生年金保険料は「特別保険料」とされ、年金額計算の基礎（標準賞与）とはならないものとされていた。

このほか、申立期間のうち、平成4年6月、8年4月及び同年8月については給与明細書等の提出が無いことから、4年5月、8年3月及び同年7月の給与支給額、厚生年金保険料控除額を確認し検証することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 26 日から 52 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 51 年 12 月 26 日に A 社に入社したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 52 年 3 月 1 日とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚の陳述等から、申立人が同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日の昭和 52 年 3 月 1 日以前から同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A 社は、「申立人が当社の正社員となった日は、昭和 52 年 3 月 1 日であり、同日以前の期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社の当時の採用担当者は、「当時は、3 か月程度の試用期間経過後に正社員として取り扱っており、正社員となった日が入社日であり、社会保険等の加入日であった。」旨陳述している。

また、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と同時期に被保険者資格を取得していることが同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚は、「私は、昭和 51 年 10 月ごろから同社に勤務した記憶があるが、正社員になるまでの期間の厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、雇用保険の記録における A 社での申立人の資格取得日及び A 健康保険組合での資格取得日は、昭和 52 年 3 月 1 日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の

整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 5 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 49 年 3 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社での退職金支給通知書に記載された退職金算定期間から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推定できる。

しかし、A 社は、昭和 61 年 11 月 29 日に適用事業所では無くなっており、元事業主は、「申立期間当時の関係資料等は既に廃棄済みであり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している上、同社の当時の事務担当者も既に死亡しているため、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

また、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の在籍が確認できる同僚二人は、「A 社では、入社後に試用期間があった。」旨陳述しており、申立期間当時の同社では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

さらに、A 社での申立人の厚生年金保険被保険者期間は、同社での申立人の B 退職金共済組合加入期間と符合していることが、社会保険庁の記録及び B 退職金共済事業本部 C 支部に対する照会結果から確認でき、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続及び建設業退職金共済組合加入手続を同時期に行ったことがうかがえる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月15日から33年11月13日まで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和27年8月15日から33年11月13日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、32年11月8日からC病院に入院し、退院後の34年の夏ごろにA社を退職した記憶があり、脱退手当金支給決定日の時点では、まだ同社に在職中であつたと思う。

私は、A社での昭和24年4月1日から27年3月1日までの勤務した期間に係る脱退手当金を請求した記憶はあるが、申立期間に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での昭和24年4月1日から27年3月1日までの勤務した期間に係る脱退手当金を請求した記憶はあるが、同社での同年8月15日から33年11月13日までの勤務した期間に係る脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での昭和33年11月13日の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の同年12月18日に支給決定されていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金の計算の基礎となつた厚生年金保険被保険者期間は、A社における2回の被保険者期間を合計した期間（110か月）であることが確認できるとともに、申立人が申立期間以前に受給したと主張している金額は、同社での申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした金額と開きがある上、申立人が脱退手当金の請求手

続を行ったと主張する社会保険事務所の所在地には、昭和33年3月まで社会保険事務所は存在していなかったなど、申立期間以前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金支給額の計算のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できる上、A社における2回の被保険者期間を支給対象期間とした申立人の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、「昭和32年11月8日からC病院に入院し、退院後の34年の夏ごろにA社を退職したと思う。」と陳述しているものの、C病院は、「当時の入院診療録は廃棄済みであり、申立人の入院実態は確認できない。」旨回答しているとともに、B社は、「申立人のA社での被保険者資格の喪失日以降における在籍及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答しているほか、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日以降の期間における在籍に関する陳述は得られなかった。

また、申立人は、「入院中には、給与は支給されておらず、A社に社会保険料を支払っていないと思う。」と陳述しており、A社が申立人の厚生年金保険料を全額負担していたとは考え難い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、いずれも昭和33年11月13日となっており、資格喪失日の訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡は無く、旧台帳及び同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時、健康保険法第55条に基づき、厚生年金保険被保険者資格の喪失後も最長で3年間は継続して療養の給付が可能であったことから、申立人は、A社での昭和33年11月13日の被保険者資格の喪失後には、同制度を利用して病気療養をしていたものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 9 月 21 日まで
② 昭和 34 年 3 月 21 日から 36 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和32年10月1日から33年9月21日までの期間(申立期間①)及び34年3月21日から36年3月30日までの期間(申立期間②)の厚生年金保険加入記録が無かった。同社で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年10月1日から36年3月30日まで、A社のB部門に所属し、C現場に住み込み、継続して勤務したと申し立てている。

しかし、申立人は、A社における上司及び同僚の名前を記憶しておらず、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①及び②の期間中に被保険者記録が確認できる複数の同僚に文書照会を行ったところ、申立人を記憶している者は無く、申立人の同社における在籍を確認することができない。

また、申立期間①については、申立期間当時の、A社経理担当者は、「B部門において責任者以外は正社員ではなく、請負体制をとっていたが、社会保険には加入させていた。」と陳述しているところ、同社において厚生年金保険被保険者期間が確認できる請負業務従事者は、「A社のC現場に住み込みで2年間ぐらい業務に従事していた。」と陳述しているものの、同社での厚生年金保険被保険者期間は1年4か月であることが確認でき、ほかの請負業務従事者も勤務を始めたとしている時期から5か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社に勤務するようになって、3か月ほどした時に保

険に加入するからと生年月日を聞かれた覚えがある。」としており、当時、同社の請負業務従事者については、すぐに厚生年金保険の加入手続が行われなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、「前勤務先事業所を退職し、半年ほどしてからA社に入社した。」と陳述しているところ、前勤務先事業所の資格喪失日は昭和32年7月30日であることが確認でき、申立期間①の始期の同年10月1日は、当該時期の約2か月後にあたり、陳述内容と申立期間①の始期は一致しない。

申立期間②については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄に、資格の喪失に伴い申立人から健康保険証が返納されたことを示す「証返」の記載が確認できる。

また、申立人は、「A社で2年間業務を行なった後、C現場周辺で同じ場所に住み込み、同社を含む複数の業者のD業務を友人3人から4人と一緒に約2年間行ったが、厚生年金保険料等が控除されていなかったため、手取り支給額が増加した。」と陳述しており、申立期間②は、当該約2年間に相当すると考えられる。

さらに、申立人は、D業務の報酬について、支給を受けた事業所の名前を覚えていない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 23 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に在職していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じ昭和 39 年 3 月 24 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している後輩同僚の雇用保険の資格取得日は、38 年 9 月 26 日となっており、実際の入社日より 6 か月遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人がA社に再就職した昭和 38 年 7 月 1 日に在籍していたとする女性の同僚は、同年 4 月の社内旅行時の写真に同氏が写っていることから同時期に在籍していたことが推認できるが、同氏の厚生年金保険の資格取得日は同年 9 月 10 日となっており、入社日より少なくとも 5 か月以上遅れて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間同時にA社に勤務していたことが確認できるほかの複数の同僚についても、雇用保険の資格取得日から遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

以上の事情から、A社は、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年

金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月 23 日から 60 年 7 月 31 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 30 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 59 年 1 月 23 日から 60 年 7 月 31 日までの期間と 61 年 4 月 1 日から平成元年 6 月 30 日までの期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与総支給額と大きく異なっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していた昭和 59 年 1 月 23 日から標準報酬月額が 32 万円から 30 万円に下がっていることに納得できないとして申し立てしているところ、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等の資料を保管していないため、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社は、「申立人がA社B工場より同社本社へ転勤した際に申立人の給与が減少した。」と回答しており、同社が保管する当該転勤時の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書では、同社が昭和 59 年 1 月 23 日に申立人の標準報酬月額を 32 万円から 30 万円に変更して届出を行ったことが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

このため、事業主は、申立期間①において社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額がそれまでの 34 万円から 11 万 8,000 円ないし 24 万円へと下がっていることに納得できないとして申し立てしているところ、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等の資料を保管し

ていないため、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社の在籍証明書により、申立人は、昭和60年5月9日から平成元年7月20日まで同社の海外子会社であるC社へ出向し、出向中はD国に居住していたことが確認でき、同社は、「出向期間中は現地法人により給与支給されていた。」と回答している。

さらに、A社は、「出向中の一部の期間は、残留家族のために給与の一部を負担し、これを日本国内にて支給し、この額をもって申立人の厚生年金保険の標準報酬月額を算定基礎としていた。」と回答しており、同社が保管する申立期間②中の算定基礎届出に伴う厚生年金保険被保険者報酬改定通知書に記載された申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

このため、事業主は、申立期間②において社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年ごろから 44 年ごろまで
② 昭和 56 年ごろから平成 14 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①に同社で勤務していたことが確認できる従業員に文書照会したところ、12名から回答があったものの、全員が申立人のことを記憶していない。

また、A社は平成 13 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同年 7 月 * 日付けで破産登記されていることから、申立事実を確認できる資料は無く、申立期間①に係る申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間①における健康保険の整理番号に欠落は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成 3 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、同時期以降は適用事業所となっていない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②に同社で勤務していたことが確認できる従業員に文書照会したところ、9名から回答があり、このうち7名は申立人のことを記憶しておらず、ほかの2名についても記憶が曖昧である。

さらに、B社は平成9年6月*日付けで解散登記されていることから、申立事実を確認できる資料は無く、申立期間②に係る申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿で昭和60年12月まで勤務していたことが確認できる従業員1名は、「B社は、経営不振により昭和61年には事実上倒産しており、私が退職した後も勤務していたのは社長、専務及び事務職員の数名であった。」と陳述しており、これについて同社の商業登記簿謄本により確認できる役員で被保険者資格を有していた3名のうち、2名は、同年5月1日及び61年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、最後の1名(代表取締役)についても平成3年3月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。